



発行
東京都

目次

73

公 告

○令和六年定例監査（令和五年度執行分）の結果に
関する報告の公表……………（東京都監査委員）…1

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規
定により、令和6年定例監査（令和5年度執行分）の結果
に関する報告を次のとおり公表する。

なお、監査報告の決定に当たっては、鈴木章浩前監査委
員及び小山くにひこ前監査委員が関与し、龍円あいり監査
委員及び斉藤やすひろ監査委員は関与していない。

令和6年11月28日

東京都監査委員 龍 円 あいり
東京都監査委員 斉 藤 やすひろ
東京都監査委員 茂 垣 之 雄
東京都監査委員 後 藤 靖 子
東京都監査委員 小 粥 純 子

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により、都の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われているかについて、東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号）に基づき監査を実施した。

2 監査の対象

令和5年度における都の事務及び事業の全般とし、必要に応じて財政援助団体が実施している事業に対しても対象とした。
あわせて、令和5年度東京都財務諸表の作成についても確認した。

3 監査の期間

令和6年1月5日から令和6年9月5日まで
局別の実地監査期間は、別表1のとおりである。

4 監査実施状況

今回の定例監査は、全30局を対象として、表1のとおり、監査を実施した。
局別の実地監査場所は、別表2のとおりである。

（表1）監査実施状況

区分	対象箇所数	実施箇所数	実施率
本庁	148	148	100.0 %
事業所	727	309	42.5 %
計	875	457	52.2 %

（注）このほか、財政援助団体4団体への実地監査を行った。

5 監査の着眼点

本監査では、東京都監査委員監査基準に基づき、都の事務や事業について、合規性
はもとより、その成果や効果等を分析し、経済性、効率性及び有効性の観点から、都
民の視点に立った検証を行った。

(表4) 指摘事項、意見・要望事項の区分別件数

項目	区分	指摘	意見・ 要望	合計		(参考) 令和5年 合計件数
				うち重点 監査事項		
歳入 (収入)	会計処理 (歳入)					1
	債権管理	3	1	4	3	6
	都税	1		1		1
	歳入 (その他)	3		3		1
歳出 (支出)	契約 (仕様・積算)	10	1	11		18
	契約 (履行確認)	1		1		10
	契約 (その他)	27	1	28	8	61
	会計処理 (歳出)	2		2		3
	補助金等	1		1		
財産	財産管理	2		2		7
	物品管理					
	情報管理					
その他	システム					3
	その他	8	2	10	9	7
	合計	58	5	63	20	118

2 主な指摘事項等

監査の結果、是正・改善すべき事項の中から、都民の安全や健康を守るものや経費の削減につながるもの、複数局で繰り返し返されているもの等、全庁的に啓発が必要とされるものに注目して選定している。

消防用設備点検において、適切な仕様書を作成していない、適正な報告書を作成していない、速やかな改修が行われていない事例が認められた。

産業労働局、港湾局、交通局、中央卸売市場

消防用設備については、消防法（昭和23年法律第186号）に基づき定期的に点検を行うことが定められている。各局においては消防用設備点検を委託で行っており、その契約関係書類を確認したところ、次のとおり、改善すべき点が認められた。

- ① 産業労働局及び港湾局では、消火器の点検対象数について、数量の算定の考え方に誤りがあり、結果として消防庁告示（昭和50年消防庁告示第14号）で定める基準に照らし過大となる点検本数を指示していた。
 - ② 交通局では、点検結果報告書に誘導灯の不良箇所の記載漏れがあった。また、非常時に備えて防災設備の状況を把握しておくべき各駅にこの点検結果を情報提供していない。
 - ③ 中央卸売市場では、関連事業者の内装等に起因する消防設備の不良箇所について、補修を行うべき関連事業者に対する指導記録を作成しておらず、速やかな改修が行われていない。
- そこで、各局に対し、消防用設備点検委員会における適切な仕様書の作成や不良箇所の早急な改修に向けた取組を行うなど、改善を求めた。

石綿分析調査において必要な資格要件を仕様書で定めていない事例が認められた。

主税局、交通局

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）では、建築物等の石綿分析調査を行う場合には、分析調査に必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「分析調査の有資格者」という。）に行わせなければならないと定めている。本規定は令和5年10月1日に施行されたものであり、施行日以降の契約で分析調査を委託する場合は、分析調査の有資格者に行わせる必要がある。

しかしながら、主税局及び交通局では、石綿に関する委託契約において分析調査を行うに当たっての資格要件が仕様書に示されていないかった。

そこで、各局に対し、石綿分析調査に必要な資格要件を仕様書で定めるよう、改善を求めた。

契約を分けていたことにより競争性が十分に確保できていない事例が認められた。

環境局、交通局、下水道局

地方自治法（昭和22年法律第67号）では、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとしている。また、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）、東京都交通局契約事務規程（昭和39年交通局規程第15号）及び東京都下水道局契約事務規程（昭和41年下水道局管理規程第33号）では、随意契約によることができる場合の予定価格の額を規定している。

ところで、環境局、交通局及び下水道局が締結した随意契約において、個別に発注する合理的理由が認められず、複数の案件をまとめて契約することにより随意契約ではなく競争入札となる事例が認められた。

そこで、各局に対し、公平性・競争性・透明性を確保する観点から契約手続を見直すなど、改善を求めた。

東京都債権管理マニュアルの定めに従っていないなど、修学資金の貸与に係る債権管理が適正に行われていない事例が認められた。

保健医療局

保健医療局は、都内の医療機関等における看護職員の確保等を図るため、看護師等修学資金制度を設けている。そこで、修学資金の貸与に係る債権管理の状況について確認したところ、次のとおり、改善すべき点が認められた。

- ① 東京都債権管理マニュアルにおいて貸与者台帳への記載が求められている時効起算日や所在調査の結果について、貸与者台帳への記載がない。
 - ② 局が作成した看護師等修学資金の債権管理に係るマニュアルは、平成21年4月1日から更新されておらず、実態に即した内容となっていない。
 - ③ 元金については、法務大臣の許可を得た専門業者である債権回収会社等に業務委託を行っており一定の回収が行われているが、延滞利子については業務委託の対象に含めておらず、局の担当者が、原則として年1回の文書による催告を行っているのみであった。
- そこで、局に対し、修学資金の貸与に係る債権管理を適正に行うよう求めた。

支払手続時に請求書等の確認が不十分であったため、過払いとなった事例が認められた。

保健医療局

保健医療局は、都内の新型コロナウイルス感染症患者を適切な治療につなげていくため、治療対象者等の車両搬送業務委託契約（単価契約）を締結している。この契約の実績報告書と支払手続について確認したところ、受託者から提出された実績報告書では、令和5年4月分の稼働車両総数は282台、休車台数は318台となっているにもかかわらず、支払手続に添付されている請求書では、稼働車両総数が318台、休車台数が282台となっており、これに基づき誤った金額が受託者に支払われていた。

そこで、局に対し、適正に支払手続を行うとともに、過払いとなっている金額を受託者から返還させるよう求めた。

3 重点監査事項について

重点監査事項報告において、後述する指摘や意見・要望事項とは別に今後の取組に期待することとして監査委員の所見を抜粋したものである。

(表5) 重点監査事項について

局名	重点監査事項(テーマ)	今後の取組に期待する事項
政策企画局	都政広報におけるMY TOKYOの活用について	東京都公式ホームページや各局ホームページ内での「MY TOKYO」へのリンク設定や、ニュース配信アプリケーション等との連携配信など、更なる取組を検討する必要があるものと考えられる。
財務局	普通財産(土地)の管理について	未だ活用に至っていない都有財産について、引き続き更なる利活用の促進に向けて、各局と連携して事業に取り組んでいくとともに、適切な財産管理を行っていく必要がある。
都市整備局	建築物の耐震化の促進について	住民に身近な区市町村との連携をこれまで以上に強化するとともに、地域の実情や建築物所有者及び占有者(テナント)の事情・課題を把握した上で、より効果的・効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。
住宅政策本部	マンション耐震改修促進事業について	区市町村との連携を強化し、耐震化が必要なマンションの管理組合に対するアプローチを積極的に展開し、より効果的、効率的な普及啓発に取り組むとともに、更なる取組についても検討するなど、これまで以上にマンション耐震化を促進していく必要があるものと考えられる。
環境局	東京ゼロエミ住宅導入促進事業について	温室効果ガス排出量削減に資する省エネルギー性能の高い住宅の一層の普及に向けて、今後も公益財団法人東京都環境公社と連携して、事業に取り組んでいく必要があるものと考えられる。
保健医療局	東京都看護人材確保対策事業(看護師等修学資金)について	東京都看護職員需給推計によれば、令和7年には181,147人から194,544人程度の看護職員が必要と見込まれていることから、看護師等修学資金制度をはじめ、看護人材確保対策を一層強化していくことが求められる。
産業労働局	水素エネルギーの推進について	水素エネルギーの普及に当たり、様々な課題があることから、局は、国への要望、他自治体、事業者等との連携、都民への理解促進等、課題解決に向けた取組を進めていく必要がある。
建設局	水害への備えとしての河川施設の整備について	気候変動を踏まえた水害への備えとしての河川施設の整備に向けて、今後も、より効果的、効率的な整備手法を活用するとともに、区市町村とも連携して水害への備えに取り組んでいく必要があるものと考えられる。
港務局	東京港における風水害対策について	着実に耐震化を含めた防潮堤等の整備を進めていくとともに、AIなど先端技術を活用した海岸保全施設の運用に取り組み、都民の防災行動につながる真に実効性のある情報発信となるよう、取組を強化していく必要があるものと考えられる。

4 総括

都政をめぐる状況が日々刻々と変化していく中、各局は、都民の求めに応じてスピード感を持って多岐にわたる施策を展開している。各局のこうした取組を監査するに当たっては、それぞれの事業が抱える社会的背景や執行上のリスクを十分に考慮して対応することが求められている。

令和6年定例監査では、局ごとに重点監査事項を設定し、社会経済状況や事業執行に当たったりのリスク等を総合的に勘案してテーマを選定し、複数の着眼点を設け、重点的に監査を行った。

重点監査事項をはじめ各事業の監査においては、手続等の合規性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点からも事業実施手法が適切であるか否かの確認を行った。

監査の結果、各局別の指摘事項等は後述のとおりであるが、重点監査事項における指摘事項等としては、主な事例として次のようなものがある。

- 災害対策を定める危機管理計画について、必要事項の記載漏れや、災害用備蓄品の管理状況、設備点検不良箇所結果への対応、危機対応研修の実施状況等について、一部適切でない状況が認められた事例
- 医療人材確保のための、修学資金制度について、債権管理に一部適正でない事務処理があるとともに、滞納金回収の取組強化を求めた事例
- 業務委託について、技術提案書で定めた業務内容の変更を口頭協議により行っていたり、仕様書の定める事後検証の報告を行っていなかった事例

また、重点監査事項以外の指摘事項の中には、次のように複数局にわたる同種の設備点検に係る指摘、最近の法令改正を踏まえた対応をしていないもの、契約や会計制度の基本的なルールを遵守していない誤りも見受けられた。

- 法定の消防用設備点検において、法令に基づく点検を実施していないもの、点検結果報告書における不良箇所の記載漏れ、不良箇所の改善を速やかに行っていない事例
 - 石綿の分析調査において、令和5年に施行された規則改正により有資格者による分析調査が必要となったにもかかわらず、資格要件等を仕様書で定めていない事例
 - まとめて競争入札にすることで、より公平性・競争性・透明性が確保できるにもかかわらず、複数の随意契約により契約を締結していた事例
- これらの事例は、過去の監査で指摘されているものもあり、各局においては、事業の実施等に当たり、同様の誤りを繰り返さないよう心しておくべきである。

具体的には、契約等の制度所管部署においては、複数局で繰り返し返される指摘事項を

はじめ、同様の誤りが繰り返されることのないよう、各局に対し、改めて規程等に則った適正な執行の徹底を図るとともに、制度変更の際の周知徹底や契約実務に携わる職員への全庁的な教育・研修などに努めることが望まれる。

また、各局は、監査で指摘された事実を真摯に受け止め、同様の事例がないか局内で総点検するとともに原因やその背景を分析し、再発防止に活かしていくことが重要である。また、自局以外の指摘事例についても参考にして、局内におけるルールの確実な周知徹底を行い、相互牽制^{ひきあひ}などのチェック体制や各種事務に係るシステムの運用状況等について再点検し、必要に応じた改善を実施するとともに、実務に即した研修を実施するなど同様の誤りを繰り返すことのないよう努める必要がある。

組織における内部統制体制の整備と適切な運用も重要であることから、各局は自らの事務事業が担う社会的責任や、その一方で抱える執行上のリスクについて、組織的に再確認するとともに、自律的なチェックを日常的に行うなど、事務事業の改善に向け、より一層の実効性ある取組に努められたい。

本監査結果を踏まえ、各局が、適正・適切な事務事業の執行に努め、都民の期待・信頼に応える都政の実現に向けて取り組みられることを期待する。

(別表1) 局別実地監査期間

No	局	実地監査	補正監査
1	政策企画局	令和6年5月9日から15日まで	
2	子供政策推進室	令和6年5月20日、21日及び〇23日	
3	スタートアップ・国際金融都市戦略室	令和6年5月20日、21日及び〇23日	
4	総務局(注)	令和6年5月9日から20日まで	
5	財政局	令和6年4月10日から17日まで	令和6年6月6日及び〇7日
6	デジタルサービス局	令和6年5月9日から15日まで	
7	主税局	令和6年2月2日から3月5日まで	令和6年6月13日及び〇14日
8	生活文化スポーツ局	令和6年1月9日から1月29日まで	令和6年6月13日及び〇14日
9	都市整備局	令和6年4月5日から23日まで	令和6年6月10日及び〇11日
10	住宅政策本部	令和6年4月5日から23日まで	令和6年6月10日及び〇11日
11	環境局	令和6年2月2日から15日まで	令和6年6月6日及び〇7日
12	福祉局	令和6年5月8日から29日まで	
13	保健医療局(注)	令和6年5月7日から29日まで	
14	産業労働局	令和6年5月27日から27日まで	
15	中央卸売市場	令和6年1月5日から24日まで	令和6年6月13日及び〇14日
16	建設局	令和6年2月7日から3月6日まで	令和6年6月10日及び〇11日
17	港務局	令和6年4月5日から24日まで	令和6年6月10日及び〇11日
18	会計管理局	令和6年6月4日から7日まで	
19	東京消防庁	令和6年1月9日から26日まで	令和6年6月10日及び〇11日
20	交通局	令和6年4月5日から24日まで	
21	水道局	令和6年1月12日から2月14日まで	令和6年6月6日及び〇7日
22	下水道局	令和6年1月9日から2月5日まで	令和6年6月10日及び〇11日
23	教育庁(注)	令和6年4月11日から6月6日まで	
24	警視庁(注)	令和6年4月8日から17日まで	令和6年6月6日及び〇7日
25	選挙管理委員会事務局	令和6年5月13日及び〇14日	令和6年6月11日
26	人事委員会事務局	令和6年6月6日	
27	監査事務局	令和6年6月7日	
28	労働委員会事務局	令和6年5月8日	令和6年6月10日
29	収用委員会事務局	令和6年5月10日	令和6年6月10日
30	議会局	令和6年5月22日及び〇23日	

(注) 大島支庁管内の事業所は、令和6年4月16日から19日まで、八丈支庁管内の事業所は、令和6年4月23日から26日まで実査を行った。

(別表2) 局別実地監査場所

No.	局	本庁の部	事業所
1	政策企画局	総務部、政策部、戦略広報部、計画調整部、外務部	5
2	子供政策連携室	総合推進部、企画調整部	2
3	スタートアップ国際金融都市戦略室	戦略推進部、I/P推進部	2
4	総務局	総務部、復興支援対策部、人事部、コンプライアンス推進部、行政部、総合防災部、統計部、人権部	8
5	財務局	総務部、主計部、財産運用部、建築保全部	4
6	デジタルサービス局	総務部、デジタル戦略部、デジタルサービス推進部、デジタル基盤部	4
7	主税局	総務部、税制部、課税部、資産税部、徴収部	5
8	生活文化スポーツ局	総務部、都民生活部、都民安全推進部、消費生活部、私学部、文化振興部、スポーツ総合推進部、国際スポーツ事業部、スポーツ施設部	9
9	都市整備局	総務部、都市づくり政策部、都市基盤部、市街地整備部、市街地整備部、多摩まちづくり政策部、基地対策部	7
10	住宅政策本部	住宅企画部、民間住宅部、都営住宅経営部	3
11	環境局	総務部、気候変動対策部、環境改善部、自然環境部、資源循環推進部	5
12	福祉局	総務部、企画部、指導監査部、生活福祉部、子供・子育て支援部、高齢者施策推進部、障害者施策推進部	7
13	保健医療局	総務部、企画部、保健政策部、医療政策部、都立病院支援部、健康安全部、感染症対策部	7

No.	局	本庁の部	事業所
14	産業労働局	総務部、商工部、金融部、産業・エネルギー政策部、観光部、農林水産部、雇用法務部	7
15	中央卸売市場	管理部、事業部	2
16	建設局	総務部、用地部、道路管理部、道路建設部、三環状道路整備推進部、公園緑地部、河川部	7
17	港湾局	総務部、港湾経営部、臨海開発部、港湾整備部、離島港湾部	5
18	会計管理局	管理部	1
19	東京消防庁 (注1)	企画調整部、安全推進部、総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防部、装備部	9
20	交通局	総務部、職員部、資産運用部、電車部、自動車部、車両電気部、建設工務部	7
21	水道局	総務部、職員部、経理部、サービス推進部、浄水部、給水部、建設部、多摩水道改革推進本部施設部	9

(注1) 各消防署等の監査については、下線の消防署等を会場として集合監査を実施した。

農業振興事務所(区部・西多摩・南多摩・北多摩各農業改良普及センターを含む。)、森林事務所、鳥上農林水産総合センター、森保健康生所、労働相談情報センター、労働相談情報センター、労働相談情報センター(亀戸事務所)、労働相談情報センター(多摩事務所)、中央・城北職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター、高年層者校、城南職業能力開発センター、城東職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター(王子校)、東京障害者職業能力開発校

豊洲・食肉・大田・足立・世田谷・北足立・多摩ニュータウン各市場

第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多摩(奥多摩出張所を含む。)、南多摩東部・南多摩西部・北多摩南部・北多摩北部各建設事務所、土木技術支援、人材育成センター、東部・西部各公園緑地事務所、江東治水事務所

東京港管理事務所、東京港建設事務所(高潮対策センターを含む。)、調布飛行場管理事務所

整備部整備工場、整備部航空隊、消防学校、第一・第二・第三・第四・第五・第六・第七・第八・第九・第十各消防方面本部、丸の内・押田・芝・蒲田・矢口・渋谷・杉並・荏菈・池袋・志村・練馬・上野・壬佐・向島・深川・江戸川・三鷹・府中・小金井・蓮根・東久留米・八王子・町田各消防署

研修所、奥町・日比谷各駅管区、泉岳寺・高島平各乗務管理所、日暮里・舎人営業所、品川・渋谷・奥町・南千住・深川・有明各自動車営業所、馬込・志村・木場各車両検修場、浅草線・三田線各電気管理所、工務事務所、志村・大島各保線管理所

中央・東部第一・東部第二・西部・南部・北部各支所、千代田・江東・杉並・新宿・大田各営業所、立川・多摩各給水管理事務所、研修・開発センター、水運用センター、水質センター、水源管理事務所、小河内貯水池管理事務所、真村山・金町・朝霞各浄水管理事務所、小作・三郷各浄水場、東部・西部各建設事務所

No.	局	本庁の部	事業所
22	下水道局	総務部、職員部、経理部、計画調整部、施設管理部、建設部、流域下水道本部管理部、流域下水道本部技術部	中部下水道事務所（芝浦水再生センターを含む。）、北部下水道事務所（三河島水再生センターを含む。）、東部第一下水道事務所（砂町水再生センターを含む。）、東部第二下水道事務所（中川水再生センター、小菅水再生センター及び葛西水再生センターを含む。）、西部第一下水道事務所（落合水再生センターを含む。）、西部第二下水道事務所（みやぎ水再生センター、新河岸水再生センター及び浮間水再生センターを含む。）、南部下水道事務所、森ヶ崎水再生センター、第一基幹施設再構築事務所、第二基幹施設再構築事務所、北多摩一号、北多摩二号・多摩川上流・清瀬各水再生センター
23	教育庁(注2)	総務部、都立学校教育部、地域教育支援部、指導部、グロ－バル人材育成部、人事部、福利厚生部	多摩教育事務所、大島出張所、東部・中部・西部各学校教育支援センター、教職員研修センター、教育相談センター、中央図書館、大島・八丈・神津・瀬江・小台橋・杉並工科・世田谷泉・八王子拓真・松が谷・足立新田・深沢・狛江・八王子桑志・翔陽・足立東・園芸・調布道・二橋・晴海総合・豊島・練馬工科・府中工科・西園・城東・鷹宮・中野工科・東久留米総合・久留米西・小松川・江戸川・緑ヶ丘・石神井・五丁目・多摩・鶴崎・国分寺・東村山・東村山西・赤羽北総各高等学校、両国高等学校附属中学校、小石川・桜修館・立川国際各中等教育学校・立川国際中等教育学校附属小学校・大塚エム・葛飾各中学校、水元・調布・田無・白鷺・臨海書庫・品川・板橋・青山・村山・羽村各特別支援学校、志村・府中けやきの森・花畑・あきる野各学園
24	警視庁(注3)	総務部、警務部、交通部、警備部、地域部、公安部、刑事部、生活安全部、組織犯罪対策部	中央・久松・三田・麻布・大崎・大森・玉川・目黒・渋谷・野方・荻窪・大塚・池袋・西新井・竹の塚・城東・府中・田無・日野・南大沢・赤羽・志村・練馬・石神井・八丈島各警察署
25	選挙管理委員会事務局		
26	人事委員会事務局	任用公平部、試験部	
27	監査事務局		
28	労働委員会事務局		
29	収用委員会事務局		
30	議会局	管理部、議事部、調査部	

(注2) 各学校の監査については、下線の学校を会場として集合監査を実施した。
(注3) 各警察署の監査については、下線の警察署を会場として集合監査を実施した。

上記のほか、次の財政援助団体に対する実地監査を行った。	所管局	団体
生活文化スポーツ局	公益社団法人東京都障害者スポーツ協会	
交通局	株式会社はとバス	
水道局	東京水道株式会社	
下水道局	東京都下水道サービス株式会社	

(別表3) 局別指播事項等一覧

局	No.	重点	区分	指播事項(注:意見・要望事項)
総務局	1	○	契約 (その他)	廃棄物を分別した上で適正な区分で処理すべきもの
	2		契約 (その他)	排出する廃棄物の種類を適正に記載すべきもの
主税局	3		都税	土地の用途の認定を適正に行うべきもの
	4		契約 (仕様・積算)	石綿分析調査に必要な資格について仕様書で受託者の要件を適正に定めるべきもの
	5	○	その他	(建築物の耐震化促進に係る普及啓発事業について) 耐震ポータルサイトの情報更新を適時適切に行うべきもの
	6	○	その他	(建築物の前震化促進に係る普及啓発事業について) 緊急輸送道路沿道建築物の前震改修等支援融資制度に係る情報発信を適切に行うべきもの
	7	○	契約 (その他)	(建築物の前震化促進に係る普及啓発事業について) ※ポータルサイトのホスティング業務委託について
	8		契約 (その他)	事業用地維持委託における発生材に係る処理の適正な執行を図るべきもの
	9		契約 (その他)	家事事前調査委託に係る契約締結手続を適正に行うべきもの
都市整備局	10		契約 (その他)	消防用設備機器点検委託に係る契約手続を見直すべきもの
	11	○	契約 (その他)	(子育て応援とうきょう事業に係る委託契約について) 業務の履行状況に応じた契約変更手続を行うべきもの
	12	○	契約 (その他)	(子育て応援とうきょう事業に係る委託契約について) 協賛店拡大のための企画・運用に係る技術提案書の業務内容変更を適切に行うべきもの
	13	○	契約 (その他)	(子育て応援とうきょう事業に係る委託契約について) 仕様書の定めに基づき受託者に業務の実績や事後検証結果を報告させるべきもの
福祉局	14		契約 (その他)	(委託契約における契約変更手続について) 児童発達支援事業所等利用支援事業に係る契約変更手続を行うべきもの
	15		契約 (その他)	(委託契約における契約変更手続について) 医療的ケア児訪問看護センターマンツォン体制整備事業に係る契約変更手続を行うべきもの
	16		契約 (その他)	(委託契約における契約変更手続について) 介護サービス事業所のDIP策定支援事業に係る契約変更手続を行うべきもの
	17		契約 (その他)	東京都難聴児相談支援センターの開設に係る購入備品等の変更を適切に行うべきもの
	18		契約 (その他)	委託契約における再委託の取扱いを適正に行うべきもの
	19		契約 (仕様・積算)	福祉サービス第三者評価委託契約に係る仕様内容の見直しを行うべきもの

局	No.	重点	区分	指播事項(注:意見・要望事項)
福祉局	20		会計処理 (歳出)	資金前渡による支出手続を適正・適切に行うべきもの
	21	○	債権管理	(看護師等修学資金について) 貸与者台帳に必要事項を記載すべきもの
保健医療局	22	○	債権管理	(看護師等修学資金について) 看護師等修学資金の債権管理に係るマニュアルを適切に更新すべきもの
	23	○	債権管理	(看護師等修学資金について) ※滞納金の回収に向けた取組の強化について
	24		会計処理 (歳出)	支払手続を適正に行うとともに、受託者に対して過払いとなっている金額の返還を請求すべきもの
産業労働局	25		契約 (仕様・積算)	消防設備定期点検保守委託の仕様書を適切に作成すべきもの
	26		財産管理	冷媒としてフロン類が充填されている業務用冷凍冷蔵庫について適正な点検整備記録簿の作成及び記録を行うべきもの
	27		歳入 (その他)	使用許可の範囲を客観的に確認できるようにすべきもの
	28		契約 (その他)	関連事業者の内装等に起因する消防設備の不具合箇所について指導した記録を作成するとともに早急な改善に向けて指導すべきもの
中央卸売市場	29		契約 (その他)	(休市日及び開市日の決定に伴う契約変更について) 休開市日の決定に伴い変更となった清掃業務の作業日数に基づき契約変更を行うべきもの
	30		契約 (その他)	(休市日及び開市日の決定に伴う契約変更について) 警備委託について必要な仕様を定めるとともに休開市日の変更に伴う契約変更を行うべきもの
	31		補助金等	本製パレット廃棄物処理事業負担金の算定に係る最大積載量の設定方法を定めるべきもの
	32		契約 (その他)	(建設事務所における河川等の維持補修に係る単師契約の工事について) 建設事務所における管内河川等の維持管理に係る単師契約について) 施工に当たり必要な安全対策を講じるよう受注者を指導・監督すべきもの
	33		契約 (仕様・積算)	(建設事務所における河川等の維持補修に係る単師契約の工事について) (建設事務所における管内河川等の維持管理に係る単師契約について) 特製製品組合せ費の使用に係る積算を適正に行うべきもの
建設局	34		契約 (仕様・積算)	(建設事務所における河川等の維持補修に係る単師契約の工事について) 公園緑地事務所における給排水衛生設備の維持管理に係る単師契約の積算を適正に行うべきもの
	35		契約 (仕様・積算)	著作権の都への帰属が確保できるよう契約を締結すべきもの
	36		契約 (その他)	契約保証金に係る事務について適切に指導し追加納付に係る事務処理を適正に行うべきもの
	37		その他	労働安全衛生規則に基づくフリーリフトの定期自主検査について確実な実施が確認できるよう適正に記載を保存すべきもの

局	No.	重点	区分	指摘事項(件名) (※は意見・要望事項)
港灣局	38		契約 (仕様・積算)	消火器具等点検委託の仕様書を適切に作成し、履行確認を適切に行うべきもの
	39		契約 (その他)	橋の鋼床版への防せい処理に係る使用材料及び施工方法について事前及び事後の確認を適切に行うべきもの
東京消防庁	40		契約 (仕様・積算)	※物品の買入れ等契約の積算に係る取扱いについて
	41	○	契約 (その他)	適正な消防用設備等点検結果報告書が作成されるよう確認を徹底するとともに各駅に点検結果を共有すべきもの
	42		契約 (仕様・積算)	単価契約工事における特殊製品組合せ代価について使用方法を定めたくて内容を確認すべきもの
	43		契約 (仕様・積算)	石綿分析調査に必要な資格の保有を確認する適正な仕様書を作成すべきもの
	44		契約 (仕様・積算)	仕様において数量等を適正に定めるべきもの
交通局	45		契約 (その他)	支障物の移設工事を計画的かつ効率的に行うべきもの
	46		契約 (その他)	非常用照明について維持管理を適正に行うべきもの
	47		歳入(その他)	減額措置に係る事務処理が適正に行われるよう取り組むべきもの
水道局	48		歳入(その他)	汚水排出量の算定を適正に行い下水道料金の請求を適正に行うべきもの
	49		債権管理	下水道一時使用に係る下水道料金の債権管理を適正に行うべきもの
下水道局	50		契約 (その他)	維持補修単価契約工事の安全対策について監督及び履行確認を適正に行うべきもの
	51		契約 (その他)	下水管路施設の防臭装置を適切に購入すべきもの
	52		契約 (その他)	灯油の供給単価契約に関する情報を適切に共有するとともに発注を適正に行うべきもの
	53		財産管理	時間計の在庫管理を効率的かつ経済的に行うべきもの
教育庁	54	○	その他	(学校危機管理計画について) 校内保護の原則を定めるとともに情報連絡手段について保護者へ周知すべきもの
	55	○	その他	(学校危機管理計画について) 電気等ライフロケットの安全対策を発災時に速やかに行えるよう準備すべきもの
	56	○	その他	(学校危機管理計画について) 教職員の危機管理研修を適切に行うべきもの
	57	○	その他	(学校危機管理計画について) ※学校危機管理マニュアルについて

局	No.	重点	区分	指摘事項(件名) (※は意見・要望事項)
教育庁	58	○	その他	(災害用備蓄品について) 災害用備蓄品の管理を適切に行うべきもの
	59	○	その他	(災害用備蓄品について) 非常災害時に備蓄機器を確実に使用できるよう機器の点検及び燃料の更新等を適切に行うべきもの
	60	○	その他	(災害用備蓄品について) ※備蓄品について
	61	○	契約 (その他)	(非構造部材点検について) 非構造部材委託点検を適切に実施し異常箇所への対応を速やかに行うべきもの
教育庁	62	○	契約 (その他)	(非構造部材点検について) 非構造部材目視点検を適切に実施し異常箇所への対応を速やかに行うべきもの
	63		契約 (履行確認)	防火設備等の不良箇所への対応に遅れが出ないよう建築基準法第12条に基づく定期点検の履行確認及び検査を適正に行うべきもの

(別表4) 区分別指図書等一覧

【債権管理】

No.	重点	指図書事項名 (※は意見・要望事項)	局
21	○	(看護師等修学資金について) 貸与者台帳に必要事項を記載すべきもの	保健医療局
22	○	(看護師等修学資金について) 看護師等修学資金の債権管理に係るマニュアルを適切に更新すべきもの	保健医療局
23	○	(看護師等修学資金について) ※漸納金の回収に向けた取組の強化について	保健医療局
49		下水道一時使用に係る下水道料金の債権管理を適正に行うべきもの	下水道局

【都営】

No.	重点	指図書事項名	局
3		土地の用途の認定を適正に行うべきもの	主税局

【職入(その他)】

No.	重点	指図書事項名	局
27		使用許可の範囲を客観的に確認できるようにすべきもの	中央卸売市場
47		減額措置に係る事務処理が適正に行われるよう取り組むべきもの	水道局
48		汚水排出量の算定を適正に行い下水道料金の請求を適正に行うべきもの	水道局

【契約(仕様・積算)】

No.	重点	指図書事項名 (※は意見・要望事項)	局
4		石綿分析調査に必要な資格について仕様書で受託者の要件を適正に定めるべきもの	主税局
19		福祉サービス第三者評価委託契約に係る仕様内容の見直しを行うべきもの	福祉局
25		消防設備定期点検保守委託の仕様書を適切に作成すべきもの	産業労働局
33		(建設事務所等における河川等の維持補修に係る単価契約の工事について) (建設事務所等における管内河川等の維持管理に係る単価契約について) 特殊製品組合せ費の使用に係る積算を適正に行うべきもの	建設局
34		(建設事務所等における河川等の維持補修に係る単価契約の工事について) 公園緑地事務所における給排水衛生設備の維持管理に係る単価契約の積算を適正に行うべきもの	建設局
35		著作権の都への帰属が確保できるよう契約を締結すべきもの	建設局

【契約(仕様・積算)】

No.	重点	指図書事項名 (※は意見・要望事項)	局
38		消火器具等点検委託の仕様書を適切に作成し、履行確認を適切に行うべきもの	港務局
40		※物品の買入れ等契約の積算に係る取扱いについて	東京消防庁
42		単価契約工事における特殊製品組合せ代価について使用方法を定めた上で内容を確認すべきもの	交通局
43		石綿分析調査に必要な資格の保有を確認する適正な仕様書を作成すべきもの	交通局
44		仕様において数量等を適正に定めるべきもの	交通局

【契約(履行確認)】

No.	重点	指図書事項名	局
63		防火設備等の不良箇所への対応に遅れが出ないよう建築基準法第12条に基づく定期点検の履行確認及び検査を適正に行うべきもの	教育庁

【契約(その他)】

No.	重点	指図書事項名 (※は意見・要望事項)	局
1	○	廃棄物を分別した上で適正な区分で処理すべきもの	総務局
2		排出する廃棄物の種類を適正に記載すべきもの	総務局
7	○	(建築物の耐震化促進に係る普及啓発事業について) ※ポータルサイトのメンテナンス業務委託について	都市整備局
8		事業用地維持委託における発生材に係る処理の適正な執行を図るべきもの	都市整備局
9		家屋事前調査委託に係る契約締結手続を適正に行うべきもの	都市整備局
10		消防用設備機器点検委託に係る契約手続を見直すべきもの	環境局
11	○	(子育て応援とうきょう事業に係る委託契約について) 業務の履行状況に応じた契約変更手続を行うべきもの	福祉局
12	○	(子育て応援とうきょう事業に係る委託契約について) 協賛店拡大のための企画・運用に係る技術提案書の業務内容変更を適切に行うべきもの	福祉局
13	○	(子育て応援とうきょう事業に係る委託契約について) 仕様書の定めに基づき受託者に業務の契約事後検証結果を報告させるべきもの	福祉局
14		(委託契約における契約変更手続について) 児童発達支援事業所等利用支援事業に係る契約変更手続を行うべきもの	福祉局
15		(委託契約における契約変更手続について) 医療的ケアアセスメント看護士チームの体制整備事業に係る契約変更手続を行うべきもの	福祉局

【契約(その他)】

No.	重点	指図書事項名(※は意見・要望事項)	局
16	○	(委託契約における契約変更手続について) 小廻サービスマスターのBCP策定支援事業に係る契約変更手続を行うべきもの	福祉局
17	○	東京都難聴児相談支援センターの開設に係る購入備品等の変更を適切に行うべきもの	福祉局
18		委託契約における再委託の取扱いを適正に行うべきもの	福祉局
28		関連事業者の内装等に起因する消防設備の不具合等について指導した記録を作成するとともに早急な改善に向けて指導すべきもの	中央卸売市場
29		(休市日及び休開市日の決定に伴う契約変更について) 休開市日の決定に伴い変更となった清掃業務の作業日数に基づき契約変更を行うべきもの	中央卸売市場
30		(休市日及び休開市日の決定に伴う契約変更について) 警備委託について必要な仕様を定めるとともに休開市日の変更に伴う契約変更を行うべきもの	中央卸売市場
32		(建設事務所における管内河川等の維持管理に係る単価契約について) 施工に当たり必要な安全対策を講じるよう受注者を指導・監督すべきもの	建設局
36		契約保証金に係る事務について適切に指導し追加納付に係る事務処理を適正に行うべきもの	建設局
39		橋の鋼床版への防せい処理に係る使用材料及び施工方法について事前及び事後の確認を適切に行うべきもの	港務局
41	○	適正な消防用設備等点検結果報告書が作成されるよう確認を徹底するとともに各駅に点検結果を共有すべきもの	交通局
45		支障物の移設工事を計画的かつ効率的に行うべきもの	交通局
46		非常用照明について維持管理を適正に行うべきもの	交通局
50		維持補修単価契約工事の安全対策について監督及び履行確認を適正に行うべきもの	下水道局
51		下水管路施設の防災装置を適切に購入すべきもの	下水道局
52		灯油の供給単価契約に関する情報を適切に共有するとともに乗注を適正に行うべきもの	下水道局
61	○	(非構造部材点検について) 非構造部材点検を適切に実施し異常箇所への対応を速やかに行うべきもの	教育庁
62	○	(非構造部材点検について) 非構造部材点検を適切に実施し異常箇所への対応を速やかに行うべきもの	教育庁

【会計処理(歳出)】

No.	重点	指図書事項名	局
20		資金前渡による支出手続を適正・適切に行うべきもの	福祉局
24		支払手続を適正に行うとともに、受託者に対して過払いとなっている金額の返還を請求すべきもの	保健医療局

【補助金等】

No.	重点	指図書事項名	局
31		木製パレット廃棄物処理事業負担金の算定に係る最大積載量の設定方法を定めるべきもの	中央卸売市場

【財産管理】

No.	重点	指図書事項名	局
26		冷媒としてフロノン類が充填されている業務用冷凍冷蔵庫について適正な点検整備記録簿の作成及び記録を行うべきもの	産業労働局
53		時間計の在庫管理を効率的かつ経済的に行うべきもの	下水道局

【その他】

No.	重点	指図書事項名(※は意見・要望事項)	局
5	○	(建築物の耐震化促進に係る普及啓発事業について) 前掲ポータルサイトの情報更新を随時適切に行うべきもの	都庁整備局
6	○	(建築物の耐震化促進に係る普及啓発事業について) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等支援融資制度に係る情報発信を適切に行うべきもの	都庁整備局
37		労働安全衛生規則に基づきペンキの定期自主検査について確実な実施が確認できるように適正に記録を保存すべきもの	建設局
54	○	(学校危機管理計画について) 校内保護の原則を定めるとともに情報連絡手段について保護者へ周知すべきもの	教育庁
55	○	(学校危機管理計画について) 電気等ライフラインの安全対策を発生時に速やかに行えるよう準備すべきもの	教育庁
56	○	(学校危機管理計画について) 教職員の危機管理研修を適切に行うべきもの	教育庁
57	○	(学校危機管理計画について) ※学校危機管理マニュアルについて	教育庁
58	○	(災害用備蓄品について) 災害用備蓄品の管理を適切に行うべきもの	教育庁
59	○	(災害用備蓄品について) 非常災害時に備蓄機器を確実に使用できるよう機器の点検及び燃料の更新等を適切に行うべきもの	教育庁
60	○	(災害用備蓄品について) ※備蓄品について	教育庁

東京都財務諸表等の監査

1 監査の目的

令和5年度の各会計の歳入歳出決算を補完する資料として作成される東京都財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書)が、東京都会計基準に基づいているかを確認することを目的として実施した。

2 監査対象及び期間

東京都財務諸表(一般会計及び18特別会計)及びその基となる「局別会計別財務諸表」に対し、公営企業会計のみを所管する2局(交通局及び下水道局)を除く全28局において監査を実施した。

- ① 局別会計別財務諸表 令和6年8月1日及び2日
- ② 東京都財務諸表 令和6年8月21日

3 監査の方法

- (1) 財務諸表相互間の整合性の確認
- (2) 前期の財務諸表との継続性の確認
- (3) 歳入歳出決算との整合性の確認
- (4) 財産情報システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (5) 物品管理システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (6) 貸借対照表の科目別残高の確認
- ア 「財産に関する調書」との整合
- イ 当期の増減について関係書類(購入原簿等)との照合(抽出による)
- ウ 減価償却計算に関する確認(抽出による)
- (7) 決算整理手続の確認
- 不納欠損引当金、貸倒引当金、投資損失引当金、退職給与引当金及び賞与引当金等について、計上額や算定の根拠となる計数を確認
- (8) 特異科目の確認
- 特に留意する必要がある科目及び科目名等からは内容が明確でない科目(その他行費用など)について、計上した理由や妥当性を確認

4 監査の結果

監査の対象とした財務諸表については、前記の方法により監査した限り、重要な点において東京都会計基準に基づいて作成されているものと認められる。

なお、局別会計別財務諸表の監査日において、歳入歳出決算との整合性、財産情報システム及び物品管理システムと貸借対照表との整合性等について、表のとおり、監査対象とした28局中10局で問題点が認められた。収入未済等の計上誤りが3局で189億余円、仮勘定の計上誤りが3局で52億余円、公有財産の計上誤りが6局で28億余円、債権の計上誤りが4局で13億余円、物品の計上誤りが5局で2億余円となっていた。

(表) 監査日において認められた問題点

区分	金額 (百万円)	対象局
収入未済等	18,935	住宅政策本部、福祉局、産業労働局
仮勘定	5,261	デジタルサービス局、福祉局、建設局
公有財産	2,820	総務局、住宅政策本部、産業労働局、建設局、港湾局、東京消防庁
債権	1,397	デジタルサービス局、都市整備局、福祉局、保健医療局
物品	218	デジタルサービス局、福祉局、保健医療局、産業労働局、建設局

これらについては、東京都財務諸表において一部を除いて監査期間中に修正したことを確認したが、公有財産や物品の登録漏れ、過大登録等については、歳入歳出決算附属書類に誤りがあることが判明したことから、各会計歳入歳出決算審査意見書において指摘事項としている。

また、貸借対照表における固定資産のうち著作権に関して、第三者への譲渡又は利用許諾が見込まれなくなった著作権は公有財産から除外できるようにするなど関係規定の見直しが行われ、令和6年4月から施行された。

関係局においては、著作権の取得価格の考え方の更なる周知を図り、各局の支援を行われない。
各局においては、財務諸表をより正確に作成するため、適切な事務処理を徹底された。

第3 監査の結果（局別）

【重点監査事項】

重点監査事項の選定理由、着眼点及び結果の概要は、以下のとおりである。

局名	政策企画局	ナーズ	都政広報におけるMy TOKYOの活用について
----	-------	-----	-------------------------

【選定理由】

近年、デジタル技術の発達とともに、コロナ禍においてSNSでデマ等の偽情報が拡散する事態が生じている。総務省が行った調査によれば、この要因は、SNSにおいては一般利用者でも容易に情報を発信でき、偽情報等も拡散されやすいためであり、このような状況は、利用者が多様な情報を基に物事を正確に理解し、適切に判断することを困難にするおそれがあるとされている。

したがって、偽情報の氾濫や拡散を防ぎ、都民に適切に判断してもらうためには、正確な情報を一般の利用者が入手しやすい媒体へ素早く発信し、社会に周知する仕組みを構築することが考えられる。

ところで、局は「伝わる広報」を戦略的に展開することとして、都政を取り巻く諸情勢や各局の施策の動向を把握し、行政サービスの向上を目指すため、一人ひとりに合わせた情報をタイムリーに届けるポータルサイト（注）「My TOKYO」を、令和4年4月から公開している。

このため、従来の東京都公式ホームページに加えての開設であることから、その位置付け、有用性、事業効果及び利用者目線の使いやすさとなっているかについて確認する必要がある。

また、今後、各局ホームページとどのように連携等を行い、都の広報目的を達成していくのかを確認する必要がある。

加えて、サイトの構築、運用に係る委託契約について、収集する個人情報について十分な管理を行っているかを含めて確認する。

このため、下記の着眼点に基づき監査を行った。

（注）インターネット上の様々なサービスや情報を集約して、簡単にアクセスできるようにまとめたウェブサイトを

【着眼点】

- ① 事業実績は計画のとおりに進捗しているか
- ② 事業効果の測定を行っているか
- ③ 委託契約は適切に行われているか

第3 監査の結果（局別）

局名	政策企画局	テーマ	都政広報におけるMy TOKYOの活用について
----	-------	-----	-------------------------

【結果の概要】

局は、東京に関心のある内外の人々が都とデジタルで直接つながる新たなプラットフォーム「TOKYOデジタルプラットフォーム」を構築していくため、令和4年4月に、新しいサイト「My TOKYO」を簡易なバージョン版で一般公開した。さらに、当該サイトを運用しながら収集した利用者の意見を反映させ、デザインも一新し、令和5年4月に、アップデート版を本格稼働させている(図)。

(図) 「My TOKYO」トップページ



「My TOKYO」では、利用者との双方向コミュニケーションを実現するため個別の掲載記事への評価を収集しており、令和5年度はさらにコメント欄を増設し、その評価や意見を記事の作成者である各局へ提供していること及びLINEやメールによる新着記事のツッシュ配信など機能を拡充したことを確認した。

局は、事業効果の指標について、令和5年度は200万PV(ページビュー)(注1)と設定したが、令和5年度の実績は約118万PVであった。

そこで局は、本サイトの認知度を向上させるため、随時、ウェブ広告、公式SNSでの発信等を実施したほか、都公式LINEの「友だち」登録者約100万人全員を対象に令和5年7月に実施したアンケート等の結果を踏まえ、改修や機能の改善を行ったことを確認した。具体的には、「おすすめ記事を表示する機能が良い」という意見があった一方、「興味のある情報に出会えなかった」、「個人情報登録したくない」という意見もあったことを踏まえ、①トップページの「おすすめを見る」ボタンをわかりやすいものに改める、②ユーザー登録を行わなくても、閲覧者がcookieを有効化することにより表示している記事の件数を、6件から12件へ増やすといった改善を行った。

局名	政策企画局	テーマ	都政広報におけるMy TOKYOの活用について
----	-------	-----	-------------------------

【結果の概要】

ツッシュ配信機能を備えるためメールアドレスを収集することから、委託仕様書においてサイトの開発及び運用支援業務の受託者に対し、東京都サイバセキユリテイ基本方針、東京都サイバセキユリテイ対策基準に基づく個人情報保護の適正な取扱いを求めている。受託者のサービスマネジメントについては、第三者機関の認証(ISO 27017及びISO 27018)(注2)を取得していることを確認した。

以上のとおり、計画どおりの開発を進め、利用者意見を反映した改善も実施されているが、局は、双方向性を重視した「伝わる広報」を展開するに当たってはサイトの認知度の向上が不可欠であることから、今後、東京都公式ホームページや各局ホームページ内での「My TOKYO」へのリンク設定や、ニュース配信アプリケーション等との連携配信など、更なる取組を検討する必要があるものと考えられる。

(注1) 利用者がウェブサイトのページにアクセスした回数である。同じページを再度見ても計上される。

(注2) ISOは国際標準化機構の略称である。ISO 27017は、クラウドセキユリテイの認証であり、ISO 27018は、クラウド上の個人情報に特化した認証である。

局名	子供政策連携室	テーマ	子供の健やかな成長を支援する事業の取組について
----	---------	-----	-------------------------

【選定理由】

室は、子供や子育て家庭が直面する複雑化・複合化した課題に対し、分野横断的視点から企画・調整機能を発揮するとともに、子供に関する実態調査や国内外の先進事例の調査・研究等により課題を抽出し、既存の枠組みに捉われない組織横断的な取組や政策分野の垣根を超えた先進的な取組を推進しており、政策分野の垣根を超えて関係局からなる推進チームを立ち上げたところである。組織横断推進チームによるリーディングプロジェクトのうち「乳幼児「子育て」応援プログラム推進事業」及び「ファミリー・アテンダント先進事例創出事業」は令和5年度から新規に実施した補助事業である。

「乳幼児「子育て」応援プログラム推進事業」については、時代の変化はますます激しく、不確実性が増す中、自己肯定感や社会性といった、非認知能力をいかに育み、子供たちが自らの力で未来を切り拓く力を伸ばしていくかが一層重要になっており、幼稚園・保育所等のどちらに通っていても、乳幼児期から同年齢・異年齢の子供や、保護者以外の大人との関わりを通じて、様々な体験・経験ができる環境を整え、全ての子供の生涯発達における土台形成を支援するものである。

また「ファミリー・アテンダント先進事例創出事業」については、核家族化やコミュニケーションの希薄化が進み、子育て家庭の感じる孤独や不安が増している中、子育て家庭を見守り、寄り添うアウトリーチ型の支援の充実を図るものである。

以上を踏まえ、当該2事業については、室の中核的な取組として位置付けられていることから、重点的に監査を行った。

【着眼点】

- ① 補助金等の支出は、予算どおりの適切な規模になっているか
- ② 事業成果を踏まえ、効果検証が適切に行われているか
- ③ 補助金等事業に係る事務手続は適正に行われているか

【結果の概要】

室が令和5年度から新規に実施する補助事業のうち、「乳幼児「子育て」応援プログラム推進事業（都と国立大学法人東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター（以下「CDDP」という。）との幼児教育・保育に関する協定を含む）」及び「ファミリー・アテンダント先進事例創出事業」について、監査を実施した。

乳幼児「子育て」応援プログラム推進事業について、子供は日々の遊びの中で興味・関心の幅を広げながら、子供を取り巻く世界を「探究」し成長していることから、室は、探究活動（注）実践のための工夫や子供の好奇心・探究心を高めるための具体的な活動事例を定めた共通プログラムを策定するとともに、「光」「植物」といったテーマに沿って乳幼児の興味・関心に応じた探究活動の実践を後

局名	子供政策連携室	テーマ	子供の健やかな成長を支援する事業の取組について
----	---------	-----	-------------------------

【結果の概要】

押しすることとしている。また、ファミリー・アテンダント先進事例創出事業については、子育て世帯への家庭訪問等を通じ、日常的な不安や悩みに寄り添うとともに、都内各地の展開へとつながっていくための先進事例を構築することにより、子育て世帯の孤独・孤立対策を強化していくことを目的としている。

（注）乳幼児期から同年齢・異年齢の子供や、保護者以外の大人との関わりの中で、様々な体験・経験ができる環境を整え、全ての子供の生涯発達における土台形成を支援する活動

そこで、補助金等の支出の適切性について見たところ、事業初年度である令和5年度の執行状況は一部低いものの、目的であるプログラムの策定及び先進事例の構築は行われていることを確認した。

また、事業成果を踏まえた効果検証の適切性について見たところ、乳幼児「子育て」応援プログラム推進事業については、プログラムの策定過程において、実践協力園が探究活動の実践によって把握した課題や実践協力園及び保護者へのアンケート結果を踏まえ、新たに「音」「表現」「色」など更なるテーマを反映させた完成版プログラムを策定したことを確認した。

さらに、探究活動実践後の実践協力園や保護者へ実施したアンケート結果では、乳幼児への問いかけや声掛けの難しさに言及した意見、今後の幼児教育・保育の充実に関心した意見のほか、子供たちの変化として、自発的に行動するようになった、友達と積極的に関わるようになったなど、実践前と比べて発信、表現、意欲の増加が見受けられたといったプログラムを評価する意見があった。ファミリー・アテンダント先進事例創出事業については、子育て世帯から「本家庭訪問のように話せる場があると安心する」などの意見を得られたほか、継続的な訪問が必要な家庭の状況を把握するなど、子育て家庭を見守り・寄り添う、アウトリーチ型支援を展開していることを確認した。

また、「乳幼児「子育て」応援プログラム推進事業協力金交付要綱」「CDDPとの幼児教育・保育に関する協定」及び「ファミリー・アテンダント先進事例創出事業補助金交付要綱」に係る交付申請、実績報告等の関係書類等を確認し、事務手続に問題点は見受けられなかった。

局名	スタートアップ・国際 金融都市戦略室	テーマ	東京開業ワンストップセンターによる開業手 続の支援について
----	-----------------------	-----	----------------------------------

【選定理由】

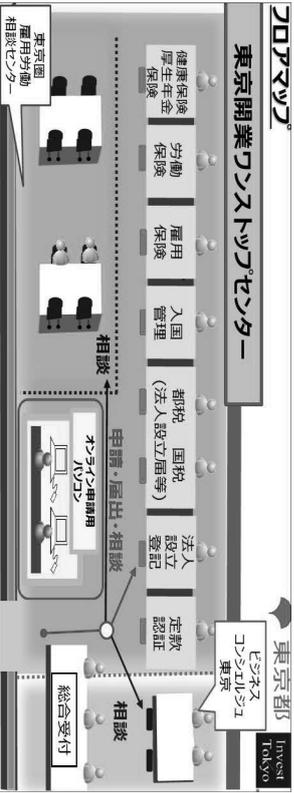
室は、「世界一ビジネスのしやすい都市・東京」を実現するため、国際戦略総合特別区域（注1）の一つとして「アジアヘッドクォーター特区」の指定を国に申請し、平成23年12月に指定を受けている。また、平成24年10月に、東京へ進出を希望する外国企業のためのワンストップ相談窓口としてビジネスコンシェルジュ東京（注2）を開設し、平成27年4月には、国家戦略特区制度（注3）に基づき、都と内閣府が共同で東京開業ワンストップセンター（以下「センター」という。）を開設した。両事業は、東京進出を要望する外国企業へ支援策を提供するものであり、室は、東京進出に関心がある企業を捕捉するため、東京市場の魅力の発信や外国企業の誘致等を行う情報発信拠点である「Access to Tokyo」をロンドンほか4か所に設け、両事業の案内等を行っている。

ビジネスコンシェルジュ東京が、ビジネス面から生活面まで外国企業を総合的に支援し、ビジネスワンプッシュやコンサルティング等のサービスを提供するのに対し、センターは、外国企業だけでなく国内外を問わず、東京で拠点を設立しようとする時に必要となる各種手続を一元的に行えるようにするためのサービスの提供と、スタートアップ企業が開設しようとする際の手続に係る相談にも対応する、ワンストップの窓口である。

センターでは、法人設立や事業開始時に必要な行政手続（定款認証、登記、税務、健康保険、厚生年金保険、入国管理、雇用保険、労働保険）を1か所で行うことができるよう、各省市及び主税局から派遣された相談員が質問に対応し、申請書類の受付まで行っている。

センター運営業務の主な業務は、図のとおり総合受付であるが、センター運営業務については、室が一括して業務委託により実施している。センターは、このほかに、中小企業診断士等を配置して経営相談など開業に伴う相談に対応するとともに、定期的に東京開業支援セミナー等を開催している。

(図) フロアマップ



局名	スタートアップ・国際 金融都市戦略室	テーマ	東京開業ワンストップセンターによる開業手 続の支援について
----	-----------------------	-----	----------------------------------

【選定理由】

コロナ禍を経て、企業活動や訪日外国人人数が回復基調にあることから、センターが、外国企業やスタートアップ企業等の開業のための行政手続をサポートするという当初の目的を果たしているか、サービスの見直しや利用者等の声に基づく改善が図られているかなど、東京開業ワンストップセンターによる開業手続の支援について、監査を行った。

(注1) 総合特別区域法（平成23年法律第81号）を根拠に平成23年度に創設された特区制度で、国際戦略総合特別地域と地域活性化総合特別区域とがある。政策課題解決の実現可能性が高い区域における取組に対して、総合特区ごとに国と地方で協議会を設けて協働プログラムとして推進する。

(注2) 東京で起業や事業展開を検討している外国企業向けに、ビジネス面から生活面までをサポートに支援する室が設置する総合窓口である。特に「アジアヘッドクォーター特区」に進出を計画している外国企業に対し、ビジネス交流支援や専門的なコンサルティングサービスを提供し、事業展開をバックアップするとしている。

(注3) 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）を根拠に平成25年度に創設された特区制度で、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点を形成する目的で、国が指定する区域内で大胆な規制改革を実行する。

【着眼点】

- ① 事業は適切に行われているか
- ② サービスの見直しや改善が図られているか
- ③ 委託契約は適切に行われているか

【結果の概要】

監査を行った結果、室は、都が実施する業務について委託しており、センターが適切に運営されるよう、受付や相談業務のため常時整備すべき体制等を明示し、日報、定期報告、四半期ごとの業務報告書の提出を求め、これらの報告書等により、運営が仕様のとおりに実施されていることを確認した。

センターの利用者数については、コロナ禍において減少したものの増加傾向にあり、特にオンラインによる相談者数が増加しており、地理的・時間的要因から来所が難しい利用者のニーズにも対応していることを確認した。

室は、利用者を開拓するため、開業支援セミナー・出張相談会の実施を、年間累計参加者数等の目標値を示して義務付けており、着実に達成していることを業務報告書により確認した。また、室はセンター利用者へのアンケートやセミナー参加者へのアンケートにより、利用者の意見等の把握

局名	スターアップ・国際 金融都市戦略室	テーマ	東京開業ワンストップセンターによる開業手 続の支援について
----	----------------------	-----	----------------------------------

【結果の概要】
 に努めており、センターの利用者からは、ビザの相談から、会社設立までの相談と手続が一括で行えており、メール相談でも返信が「寧ろ早い等の意見があった。また、セミナー参加者からは、起業に関する一般的な情報を知ることができ良かった、特定の支援についてさらに詳細を知りたいので連絡したい等の評価する意見を得ていた。
 サービスについては、平成 28 年 12 月から全てのサービスについて受付が可能となったこと、平成 29 年 4 月から中小企業診断士等による専門家相談を開始したこと、さらに専門家相談については電話相談も開始したことにより、段階的にサービスを提供していることから、平成 29 年度に、サテライトセンターを2か所設置し、利用者の利便性の向上を図っている。
 室は、「世界一ビジネスのしやすい都市・東京」を実現するため、ロンポンほか4か所の情報発信拠点で、東京への進出に関心がある企業の発掘や、東京進出時の支援事業等の紹介を行っており、センターとビジネスコンシェルジュ東京とが連携して利用者にサービスを提供することも、この支援事業の一つである。センターは、申請又は相談内容によっては必要に応じ、利用者をセンター内に併設しているビジネスコンシェルジュ東京及び東京圏雇用労働相談センター（注）へ速やかに案内するなど、事業間の連携を行っている。
 こうした外国企業誘致に向けた取組の結果、令和3年度から令和4年度までにデータ関連企業等20社、金融系外国企業25社の誘致を確認した。
 なお、センターは、国家戦略特区制度に基づく取組として、令和5年度に、国家戦略特別区域会議において、「外国人を含めた開業促進に効果があったと見込まれる」ことから、当初の目標を達成しているという評価を受けている。
 また、センターは、国際戦略総合特別特区（アジア・パシフィック・イノベーション特区）の区域計画を推進する取組として、内閣府総合特別区域評価・調査検討会の令和4年度評価書において、「中小企業診断士が開業手続に係る相談に対応し、円滑に行政手続が行えるよう支援した」及び「東京での会社（拠点）の設立時に必要となる各種手続を一元的に対応するサービスを提供した」との評価を受けている。
 委託契約については、契約書等を確認し、指摘すべき事項はなかった。
 （注）厚生労働省が設置する、グローバル企業等における労使トラブルの防止のため、弁護士等による無料相談を実施する窓口

局名	総務局	テーマ	防災に関する普及広報について
----	-----	-----	----------------

【選定理由】
 局は、都民の防災意識の向上と防災知識の普及啓発を図るため、防災ブック「東京くらし防災」・「東京防災」の発行、「東京都防災アプリ」の提供などを行う事業を実施している。
 先般の令和6年能登半島地震をはじめ、各地で自然災害が頻発していること、令和5年は関東大震災から100年の節目にあつたことから、都民からも防災への取組が注目されている。
 局は、これらを踏まえ、「自助」「共助」「共助」の更なる促進を図るため、令和5年度は、①「防災ブック『東京くらし防災』・『東京防災』」をリニューアルし、都内全世帯に配布するとともに、②「東京都防災アプリ」のアップデートを行うとしている。
 また、関東大震災100年を契機としたムーブメントの一環として、③「関東大震災100年イベント」、防災専門家を町会・自治会等に派遣する④「関東大震災100年出前講座」を実施している。そこで、これら4つの事業が効果的に実施されているか、事業の実施に係る手続が適切に行われているか等について監査を行った。
【着眼点】
 ① 各事業は効果的に実施されているか
 ② 誰もが使いやすい、参加しやすいものとなっているか
 ③ 各事業の契約手続や履行確認は適切に行われているか
【結果の概要】
 監査を行った結果、局は、関東大震災から100年という防災に注目が集まる機会を捉え、自身を自分で守るという「自助」の行動に繋がるよう都民の防災意識の向上や防災知識の普及啓発のための各事業に取り組んだことを確認した。防災ブック「東京くらし防災」・「東京防災」（以下「防災ブック」という。）については、災害を取り巻く最新の情報を盛り込むとともに、都内における住民の居住形態に占めるマンションの割合の高さを踏まえ、マンション防災の記載を充実させている。また、防災ブックを手にした人が、日常備蓄や非常用持ち出し袋の準備など、いつもの暮らしの中でできる様々な防災行動を紹介するなど、手元において活用してもらえるよう工夫していることを確認した。
 高齢者や障害者、外国人等、防災や災害時の情報を入手困難な人への対応について、防災ブックでは、視覚障害者向けに音声で内容を確認できるよう音声コード（注）を付加し、外国人向けに多言語（英語・中国語簡体字・中国語繁体字・韓国語）の電子版をホームページに公開している。視覚障害者向けの点字版及び音声版や外国人向けの多言語版等は令和6年度に対応することとしている。また、東京都防災アプリでは、従来の一般モードに、ひらがなの多いキッズモード及び文字が大きいシニアモードを導入して簡単に切り替えることができる機能を追加し、これまでの日本語・英語・中国語簡体字・中国語繁体字・韓国語に「やさしい日本語」を追加したことなどを確認した。

局名	総務局	テーマ	防災に関する普及広報について
<p>【結果の概要】</p> <p>しかしながら、別項指摘事項のとおり、リニューアルに伴い旧版となる防災ブックに係る廃棄処理において、一部適正でない事務処理が認められたため、改善を求めた。</p> <p>(注) 文書をコード情報（音声コード）に変換して印刷した二次元コードで、活字文書読上げ装置やスマートフォンアプリを使って音声化する。</p>			

局名	財務局	テーマ	普通財産(土地)の管理について
<p>【選定理由】</p> <p>令和5年3月末日現在の公有財産について、令和5年6月30日に公表された財政のあらましを見ると、地方公営企業の事業用財産を除く都の公有財産12兆余円のうち土地の価格は7兆余円(58.9%)を占め、土地は主要な財産として位置付けられる。この土地のうち普通財産の面積は約846万㎡、その中で財務局(財産運用部)が所管する土地は約464万㎡で都の過半を占めており、局は、貸付財産、管理不適正財産及び保有財産の3つに区分して管理している。</p> <p>貸付財産は、賃貸借契約や無償貸付契約等に基づき、都以外の者に建物所有を目的として貸し付けられている財産である。管理不適正財産は、現に権原を有しない者によって占有されている財産であり、その大部分は、終戦直後の社会的混乱期に適正な手続がなされないまま使用開始されたなど、複雑な経緯を伴うものとなっている。保有財産は、貸付財産及び管理不適正財産以外をいい、用途廃止や未利用のため各局から引き継がれた土地及び先行取得した土地を、局で集中管理しているものの総称であり、各局が事務事業用地として利用するよう調整を行っている。</p> <p>また、局は、主に有償貸付財産及び未利用地を対象とし、巡回管理や境界確認、草刈、フェンスの設置等の維持保全業務を公益財団法人東京都道路整備保全公社に委託している。</p> <p>貸付財産について地所賃貸料に係る債権の未納額を見ると、令和4年度末は786万余円で、令和3年度末の622万余円より増加している状況が認められる。また、局は、保有財産について、利活用に向け、待機児童対策をはじめとする福祉インフラ整備など施策に連動した取組などを推進しているとしている。このため、局が所管する普通財産の土地の各区分の管理状況について、監査を行った。</p> <p>【着眼点】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 貸付財産について <ul style="list-style-type: none"> ・地所賃貸料の未収債権について適正に管理されているか ・地所賃貸料等が無償となっている場合などについて適正といえるか ② 保有財産等について <ul style="list-style-type: none"> ・利活用に向けた取組等は適切に行われているか ③ 貸付及び保有両財産に係る維持保全業務委託について <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託の対象の範囲が適切か。網羅的なものとなっているかなど仕様は適切か ・仕様のとおり履行されているか ・月次報告書の内容を確認し、適切に対応しているか <p>【結果の概要】</p> <p>監査を行った結果、貸付財産の管理について、地所賃貸料の未収額はコロナ禍の影響もあり、選定理由に述べたとおり令和3年度より増加している。そのうち、未払状況が6か月以上継続している事案11件の全てをみたところ、局は事案別に債権管理台帳を作成し処理経過を記録するとともに、毎月債務者等に催告状を送付している。また、普通財産(土地)を無償で貸し付けている7件</p>			

局名	財務局	テーマ	普通財産(土地)の管理について
----	-----	-----	-----------------

【結果の概要】
 の全てをみたところ、局は事業ごとに決定経緯・契約書・更新申請・承認等、処理経過等を記録しており、貸付先の選定や用途については、公共性や公益性等を考慮していることを確認した。
 保有財産等の利活用については、局は、平成28年には都有地活用推進本部を設置し、令和4年度までは区市町村の保育所等整備事業を、令和5年度から都と区市町村が連携して取り組む広域的行政課題、区市町村が抱える地域固有の行政課題にまで対象を拡大して、都有地活用の取組を進めている。「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」では、令和5年度末時点で19件（18,550㎡）の保育所等整備が行われている。また、「施策運動型」の財産利活用として、令和2年度末時点で主に10事業において101件（176,870㎡）の都有地活用が行われている。そして、局は、今後、財産利活用の実施方針として平成28年度に策定した「都有施設等総合管理方針」に基づき、計画的な維持更新に向けた用地の確保等、都政を取り巻く喫緊の課題に対応するための財産利活用、都有財産の適切かつ効率的な管理と情報公開の徹底といった視点により、引き続き都有財産の一層の利活用を図っていくことを確認した。
 とところで、局は、維持・保全等の管理業務について、業務の効率化やコスト低減等を目的として、主に有償貸付財産及び未利用地を対象に、公益財団法人東京都道路整備保全公社に委託している。公社への委託業務は、巡回管理・樹木剪定、フェンス等の設置・補修、住民対応・苦情処理、分掌手続・測量登記、一時貸付・一時立入承認など、財産管理全般である。そして、局は公社から提出された月次の作業報告書、業務報告書等を確認し、フェンスが壊れていた場合や不法投棄があった場合など、必要に応じて指示を行うなど、維持保全業務委託の適切な履行をチェックしていることを確認した。
 局は、未だ活用に至っていない都有財産について、引き続き更なる利活用の促進に向けて、各局と連携して事業に取り組んでいくとともに、適切な財産管理を行っていく必要がある。

局名	デジタルサービス局	テーマ	いつでも通信できる環境の確保について
----	-----------	-----	--------------------

【選定理由】
 都は、5Gを中心とした高速モバイルネットワークを「電波の道 TOKYO Data Highway」として整備を推進するため、令和元年8月に「TOKYO Data Highway 基本戦略」を策定している。
 本戦略では、TOKYO Data Highway を21世紀の基幹的公共インフラと位置付け、東京の更なる成長と社会的な課題を解決して都民の生活の質の向上を目指すこととしている。
 通信インフラ整備にあたっては、高速かつ大容量の通信に必要となる高周波数帯の5Gサービスの整備が急務であり、また、災害や通信障害時の通信手段として誰もが無料で使うことができる公衆Wi-Fiなど複数の通信手段の多重化も不可欠となっている。さらに、訪日外国人の通信手段としても利便性が高く、整備を進めることが東京の魅力をより一層高めることにつながる。
 局では、令和5年度に、公衆Wi-Fiや衛星通信などの通信手段を加え、「つながる東京」展開方針を策定し、「つながる東京」が目指す全体像と、通信手段ごとの整備・活用に関する取組の方向性、2030年を目標としたロードマップ等を示した上で、新たな施策を展開している。ロードマップによれば、災害時の通信手段の多重化や訪日外国人の利便性向上のため、令和7年度末までに、OpenRoaming（注）に対応した公衆Wi-Fiの設置を約1,300の都有施設において整備し、区市町村及び民間施設に働きかけ等を行うこととしている。
 今回の監査では、都有施設に関するものについて行うこととし、新たに3か年で計画的に整備することとしていることから、計画の作成状況及び整備状況を確認することで、事業が適切に実施されているかについて監査を行った。
 (注) OpenRoaming
 高い安全性と利便性を特長とし、一度の設定で国内・国外のOpenRoaming対応のWi-Fiスポットに自動で接続することが出来る。

- 【着眼点】**
- ① 計画は適切に作成されているか
 - ② 計画的に整備されているか
 - ③ 関連契約の事務手続は適切に行われているか

【結果の概要】
 監査を行った結果、局は、令和5年度に「つながる東京」展開方針を策定し、都内全域で、いつでも、誰でも、どこでも、何があっても「つながる東京」を実現するために2030年を目標としたロードマップに基づき、様々な施策を展開しているところである。その中で都は安全な通信で対応フレキシブルに自動接続できる特徴を持つ国際規格であるOpenRoaming対応のWi-Fiを推奨している。官民が連携して整備していくため、旗振り役である都は、近年多発する豪雨災害など自然災害にも備え、災害時における通信の多重化や訪日外国人の利便性向上などを図るため、避難所等となる都立学校など都有施設への整備を積極的に推進するとともに、区市町村に対して避難所等へ

局名	デジタルサービス局	テーマ	いつでも通信できる環境の確保について
----	-----------	-----	--------------------

【結果の概要】
 の整備を技術的に支援し、民間施設には自主的な整備の働きかけを行っている。都有施設は令和7年度末までに約1,300か所の整備を計画している。対象となる施設や年度ごとの整備数等の計画について、都有施設等のうち都立学校や都税事務所などの主に都民が利用する施設を対象として、各局に対し、公衆Wi-Fi機器の設置について調査を行い、表のとおり、適時に整備計画が作成されていることを確認した。

令和5年度の整備実績については、計画数646か所のところ638か所を整備していることから、概ね計画どおりに進捗していることを確認した。また、全区市町村に対して説明会を実施し「OpenRoaming Wi-Fi」の技術や基盤について説明を行うとともに、基礎的なWi-Fi技術や区市町村施設に整備するOpenRoamingの設計等の相談に対処するなどの伴走型技術支援の取組などを進めていること、民間施設には働きかけを行っていることを確認した。

また、当該事業に関する契約関係書類を抽出で確認したところ、事務手続については、問題点は見受けられなかった。

(表) OpenRoaming 対応 Wi-Fi 整備に係る整備計画等 (単位: 箇所)

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
項目			
計画数	646	239	399
実績数	638	—	—

局名	主税局	テーマ	徴収猶子適用案件の債権管理について
----	-----	-----	-------------------

【選定理由】
 局は、都税の納税が困難な場合における徴収の猶子を行っており、令和2年4月からは、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難となった場合にも対応すべく、特例的な猶子も行った。都税の徴収猶子の適用案件数は、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度及び令和3年度に著しく増加した(令和元年度末:約千件、令和2年度末:約3万件、令和3年度末:約2万件、令和4年度末:約3千件、令和5年9月末:約2千件(注))。また、当該感染症に対応した徴収猶子の特例制度に係る申請受付は終了しているものの、例年と比べると、未だに徴収猶子適用案件数は高水準で推移していることから、債権管理上のリスクは高まっていることが懸念される。

このため、徴収猶子適用案件の債権管理が適切に行われているかについて、監査を行った。(注) 実査時における直近(令和6年1月末)の件数:約600件

【着眼点】

- ① 徴収猶子の要件審査や適用期間における分納の履行管理等は、適切に行われているか
- ② 猶子期間終了後の初動対応(催告等)は、迅速に行われているか
- ③ 初動後の滞納整理事務(納税交渉、財産調査、差押えなどの滞納処分等)は、適時適切かつ効果的に行われているか

【結果の概要】

監査を行った結果、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶子の特例が終了した後の、既存の猶子制度に基づき申請の審査案件について、局が、要件審査を適正に行った上で猶子を適用し、猶子期間における分納の履行管理については、分納が途切れた際には催告や猶子取消しの対応を適切に行っていることを確認した。

また、過年度(令和2年度から令和4年度まで)に徴収猶子を適用し、監査日時点で猶子の期間が終了し、都税の未納が残っている案件について、局は、漏れなく迅速に督促状の送付や催告(書面・電話及び臨戸)等の初動対応をとっていた。それでも滞納となった案件については、適時適切に納税交渉、財産調査、差押えなどの滞納処分等を実施することで、効果的な滞納整理事務を行っていることを確認した。

局名	生活文化スポーツ局	テーマ	パラスポーツの振興について
----	-----------	-----	---------------

【選定理由】

局は、「東京都スポーツ推進総合計画（平成30年3月策定）及び「『未来の東京』戦略」（令和3年3月策定）」に基づき、障害の有無・年齢にかかわらず、パラスポーツを楽しむための取組を推進している。

「『未来の東京』戦略」では、「スポーツフアールド東京戦略」（以下「戦略」という。）が掲げられており、パラスポーツの振興は、重要な局所管事業の一つとして位置づけられている。局は、戦略に基づき、「場の確保」、「支える人材の育成」、「理解促進」、「競技力向上」の観点から、パラスポーツ振興に向けた施策を展開している。

戦略において、局は、週1回以上スポーツをする障害のある都民（18歳以上）の割合を2030年までに50%とする目標を掲げている。しかし、令和4年度の「障害者のスポーツに関する意識調査」の結果は、東京2020パラリンピック開催2年前である令和元年度の37.0%と比べて1.8ポイント減少し、35.2%となっている状況であった。

そこで、パラスポーツの理解促進・普及啓発に関わる事業が目的に沿って実施されているか、デジタル技術は安全かつ効果的に活用されているかなどパラスポーツ振興に資する取組について、2024年パリパラリンピック競技大会・東京2025デフリンピック開催前の機会を捉え、監査を行った。

あわせて、パラスポーツ事業の推進について、（公社）東京都障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）と連携して適切に事業が行われているかについても、監査を行った。

【着眼点】

- ① パラスポーツへの理解促進・普及啓発事業は、目的に沿って実施されているか
- ② パラスポーツの場・機会の充実及び実施者の裾野拡大に向けたデジタル技術活用事業は、安全かつ効果的に実施されているか
- ③ 東京都と協会との共催事業は、適切に実施されているか

【結果の概要】

監査を行った結果、局は、パラスポーツの理解促進・普及啓発について、パラスポーツを通じて「ダイバーシティ」の実現を目指すパラスポーツ普及啓発プロジェクト「TEAM BEYOND」において、パラスポーツのフアンを増やす活動を実施し、監査日（令和6年1月12日）現在、事業に参画する企業・団体の登録メンバーは875社で前年度に比し233社増加しており、パラスポーツの普及啓発・定着に向けた取組の実績は表のとおりとなっている。

局名	生活文化スポーツ局	テーマ	パラスポーツの振興について
----	-----------	-----	---------------

【結果の概要】

（表）普及啓発事業の実績

項目	目標値	令和6年1月12日現在
イベントのオンライン視聴率	1万回	約1.8万回
短編動画総再生数	180万回	約155万回
LINE公式アカウント新規友達登録数	3万人	約31.9万人

また、ホームページや動画等の多様なメディアを活用し、広報・PRに努めるほか、企業・団体によるパラスポーツ振興の取組の後押し、パラスポーツの体験会や観戦会、交流会などの多種多様なイベント等により、パラスポーツに対する認知度・関心の向上を図っていることを確認した。デジタル技術の活用については、遠隔操作可能な分身ロボット及び障害の程度にかかわらずオンラインでスポーツ対戦を楽しむことができるeパラスポーツ機器を使用した、スポーツイベント参加やオンライン交流会等を安全かつ効果的に行っていることを確認した。また、動画等の作成、参加した障害福祉サービス事業所及び参加者等へのアンケート実施による効果測定なども確認した。さらに、協会と連携して実施しているパラスポーツ事業を抽出し、都との共催事業に係る委託契約等について実施状況等が適切であることを確認した。

局名 都市整備局

テーマ

建築物の耐震化の促進について

【選定理由】

都では、令和4年12月に「TOKYO強靱化プロジェクト」(注)を策定し、災害に対する東京の強靱化に向けて、各局で実施している災害対策をレベルアップする必要があるとしている。これを踏まえ、局は、令和5年3月に「東京都耐震改修促進計画」(以下「耐震改修促進計画」という。)を改定し、緊急輸送道路沿道建築物、戸建住宅等及びプロック塙等の耐震化に要する費用の助成や、耐震化の普及啓発を強化することとしている。

また、先般の令和6年能登半島地震をはじめ各地で自然災害が頻発しており、都民からも防災など安全・安心への取組が注目されていることから、一層の施策推進が求められている。

よって、これらの事業が、計画に基づき、適切に実施されるかについて監査を行った。

(注) 令和5年12月に「TOKYO強靱化プロジェクト」が公表されている。

【着眼点】

- ① 緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成制度は適切に実施されているか
- ② 区市町村が実施する戸建住宅等の耐震化のための助成制度を適切に支援しているか
- ③ プロック塙等安全対策促進事業補助金が区市町村に適切に交付されているか
- ④ 耐震化に関する普及啓発は十分に行われているか

【結果の概要】

都では、都内の建築物の耐震改修促進事業について、都市整備局と住宅政策本部が一体的に取り組んでいる。都は、特定緊急輸送道路沿道建築物については、平成23年3月に「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を制定し、区市町村とも連携し、耐震化を推進してきた。また、緊急輸送道路沿道建築物以外の住宅(住宅政策本部が所管する分譲マンションを除く。)等についても、耐震改修促進計画に基づき、耐震改修促進事業を行っている。

耐震改修促進計画における建築物ごとの耐震化率と目標は、下表のとおりである。

(表) 建築物ごとの耐震化率と目標

種類	耐震化率		目標	
	令和4年12月 沿道建築物 一般緊急輸送道路 沿道建築物	87.7% (総合到達率92.6%)	令和7年度末	総合到達率99%、かつ、 総合到達率95%未満の解消
住宅	令和4年6月	84.3%	令和7年度末	耐震化率90%
組立型の塙	令和2年3月 (2000年基準)	92.0%	令和7年度末	耐震基準の耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
	令和2年3月 (2000年基準)	89.1%	令和17年度末	耐震性が不十分な全ての住宅をおおむね解消

特定緊急輸送道路沿道建築物については、令和元年度までは、耐震化率を指標として目標設定を行ってきたが、令和2年3月の耐震改修促進計画の改定において、特定緊急輸送道路の通行機能の確保を図るための指標として区間到達率及び総合到達率を用いて目標設定を行った。

局名 都市整備局

テーマ

建築物の耐震化の促進について

【結果の概要】

また、住宅に係る耐震基準については、現在、非木造住宅は昭和56年6月1日に導入された新耐震基準、木造住宅は平成12年(2000年)6月1日に導入された耐震基準(2000年基準)に基づく耐震性をおおむね全ての住宅で確保することを目標としている。

監査を行った結果、局は、耐震改修促進計画に基づき、建築物ごとの耐震化の目標達成を目指し、緊急輸送道路沿道建築物や、新耐震基準の木造住宅を含めた戸建住宅等の耐震化の促進について、耐震改修等に要する費用の助成や、相談体制及び情報提供の充実等による都民への普及啓発など、区市町村と連携して、次のとおり、取組を実施している。

<耐震改修等に要する費用の助成について>

- ① 緊急輸送道路沿道建築物について、局は、緊急輸送道路全体で通行機能を確保するため、耐震改修等に係る費用の最大9割が助成の対象となるよう、費用の補助を行う区市町村に対し補助金を交付(令和3年度206件、令和4年度211件、令和5年度201件)している。また、局は、耐震化未実施の建築物の所有者間の合意形成や占有者(テナント)の事業継続など、個々の事情や課題により、耐震化が停滞している事例が多い状況を踏まえ、令和6年5月から、特定緊急輸送道路沿道建築物で耐震化未実施の建築物全棟(2,129件)の所有者への個別訪問を実施している。区間到達率の低い区間や、倒壊の危険性が高い建築物、災害時の応急対策の中核を担う施設等の立地などを総合的に勘案し、路線ごとに戦略をもって、効果的・効率的に耐震化を促進していくことが求められる。
- ② 住宅について、局は、災害時の市街地火災による被害抑制の観点から住宅の耐震化を促進するため、戸建住宅等の耐震改修等に係る費用の補助を行う区市町村に対し補助金を交付(令和3年度1,212件、令和4年度1,911件、令和5年度2,121件)している。また、局は、令和5年度から、従来の旧耐震基準の戸建住宅等に対する耐震化支援に加え、新耐震基準を満たしているも2000年基準を満たさない木造住宅の耐震化に対しても支援する取組を新たに開始(令和5年度の補助実績2,121件中45件が該当)していることを確認した。
- ③ プロック塙等について、局は、耐震性が不十分なプロック塙等の解消を目指し、除却等に係る費用の補助を行う区市町村に対し補助金を交付(令和3年度412件、令和4年度354件、令和5年度397件)している。人的被害のみならず倒壊による道路閉塞を防ぎ、道路の通行機能を確保するため、区市町村と連携して、緊急輸送道路沿道や通園・通学路、避難路沿いのプロック塙等の耐震化について、重点的かつ集中的に取り組みむことが求められる。

<都民への普及啓発について>

耐震化の普及啓発に係る区市町村への財政的支援について、局は、建築物所有者への個別訪問や啓発文書等の配布等を行う区市町村に対し補助金を交付(令和3年度83自治体、令和4年度37自治体、令和5年度37自治体)している。地域の実情を熟知している区市町村が実施する普及啓発活動に対して、局が財政的支援を継続して行うことにより、区市町村の積極的な取組を促していることを

局名	都市整備局
テーマ	建築物の耐震化の促進について

【結果の概要】

確認した。

都における普及啓発について、局は、耐震化総合相談窓口を通じた相談対応（令和3年度772件、令和4年度944件、令和5年度966件）、アトバイザーの派遣（令和3年度105件、令和4年度130件、令和5年度206件）等による相談体制の充実強化や、耐震キャンペーンの実施などによる耐震化への意識啓発に取り組んでいる。また、局は、令和5年度から、緊急輸送道路沿道建築物について、所有者と連携・協力して耐震化に取り組み民間事業者を専属アトバイザーとする制度を新たに創設し、派遣（令和5年度の派遣件数206件中31件が該当）していることを確認した。

しかしながら、別項指摘事項及び意見・要望事項のとおり、ポータルサイトの情報更新や耐震改修等支援融資制度の情報発信、耐震化促進事業の普及啓発に係る契約方法について、改善及び改善の検討をしよう求めた。

局は、耐震化の取組について、住民に身近な区市町村との連携をこれまで以上に強化するとともに、地域の実情や建築物所有者及び占有者（テナント）の事情・課題を把握した上で、より効果的・効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。

局名	住宅政策本部
テーマ	マンション耐震改修促進事業について

【選定理由】

本局は、東京都耐震改修促進計画（令和5年3月改定）、東京マンション管理・再生促進計画（令和4年3月改定）に基づき、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第1号で定義されている分譲マンションの耐震化を促進するため、管理組合等に対する普及啓発・合意形成の支援を行うとともに、耐震診断、改修等への助成を実施する区市町村に対する補助を行うことで、災害に強い東京の実現を図っている。（令和2年3月時点の耐震化率は94.49%）先般の令和6年能登半島地震をはじめ各地で自然災害が頻発しており、都民からも防災など安全・安心への取組が注目されていることから、一層の施策推進が求められている。

これらを踏まえ、マンション耐震改修促進事業の活用状況を確認するとともに、必要な見直しが適切に行われているかなどについて監査を行った。

【着眼点】

- ① 本事業について、実績の把握と効果検証は適切に行われているか
- ② 耐震化促進に向けた普及啓発は効果的に行われているか
- ③ 区市町村等への補助・支援は適切に行われているか

【結果の概要】

都では、都内の建築物の耐震改修促進事業について、都市整備局と住宅政策本部が一体的に取り組んでいる。このうち、緊急輸送道路沿道建築物、緊急輸送道路沿道建築物以外の戸建住宅及び共同住宅（住宅政策本部が所管する分譲マンションを除く。）については、都市整備局が耐震改修促進事業を行っている。住宅政策本部は、都内に所在する約60,000棟の分譲マンションの中で、把握する旧耐震基準の分譲マンション約8,000棟のうち、緊急輸送道路沿道建築物以外のものについて耐震改修促進事業を実施している。

監査を行った結果、本局は、令和7年度末までに耐震性が不十分なマンションをおおむね解消することを目標として、耐震化の補助事業を実施している区市町村に対し、間接補助を行っている。

また、旧耐震基準のマンションが完成後長期間経過し、区分所有者の高齢化及び非居住化が進むことでマンションの管理状況が悪化し、耐震化に必要な管理組合の合意形成が困難な状況となっていることから、本局は、マンションの耐震化や管理の状況把握を目的として、条例に基づき令和2年4月から管理状況届出制度を開始した。この制度によりマンションごとの管理状況を把握できるようになったため、耐震診断を実施したものの、その後の改修設計又は改修工事に至っていないマンションにターゲットを絞り、合意形成の軸となる役員等に変更があったマンションを優先して、本局自ら、管理組合からの申請を待つことなく、専門家を派遣できるように、新たにマンション耐震化推進サポート事業として、令和3年4月、運用を開始した。

この取組における、ダイレクトモデル、架電、訪問により、令和3年度294棟、令和4年度485棟、令和5年度452棟に働きかけ、それぞれ17件、15件、13件のマンションへの専門家派遣を行った結

<table border="1"> <tr> <th>局名</th> <td>住宅政策本部</td> </tr> <tr> <th>テーマ</th> <td>マンション耐震改修促進事業について</td> </tr> </table>	局名	住宅政策本部	テーマ	マンション耐震改修促進事業について	<p>【結果の概要】</p> <p>果、改修設計の実施4件、改修工事の実施5件に結びついたことを確認した。また、修繕積立金不足といった資金面での課題を踏まえ、令和5年4月から耐震化に向けた資金計画作成等に対する助言も事業対象としたほか、過去に耐震診断等を行った専門家からの働きかけも追加し、令和5年度には5件実施するなど事業を見直していることを確認した。</p> <p>補助事業については、令和3年度119棟、令和4年度161棟、令和5年度164棟について耐震化補助が活用されており、東京都マンション耐震化促進事業制度要綱（平成20年4月1日付20都市住民第6号）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところにより、要綱及び規則に基づいた手続がなされていることを確認した。</p> <p>本部は、災害に強い東京の実現を図ることを踏まえ、今後とも区市町村との連携を強化し、耐震化が必要なマンションの管理組合に対するアプローチを積極的に展開し、より効果的、効率的な普及啓発に取り組みとともに、更なる取組についても検討するなど、これまで以上にマンション耐震化を促進していく必要があるものと考えられる。</p>
局名	住宅政策本部				
テーマ	マンション耐震改修促進事業について				
<table border="1"> <tr> <th>局名</th> <td>環境局</td> </tr> <tr> <th>テーマ</th> <td>東京ゼロエミ住宅導入促進事業について</td> </tr> </table>	局名	環境局	テーマ	東京ゼロエミ住宅導入促進事業について	<p>【選定理由】</p> <p>局は、東京の地域特性を踏まえた省エネルギー性能の高い住宅を普及させるため、空調や給水の設備などが定める「東京ゼロエミ住宅」基準を満たす新築住宅に対して水準に応じた補助を、令和元年度から実施している。</p> <p>令和3年3月に策定した「未来の東京」戦略では、2030年（令和12年）までに温室効果ガス排出量を2000年比（平成12年比）で50%削減するとしているが、都内のCO2排出量は、建物関連が7割を超えており、その半分近くを占める家庭部門だけが2000年比（平成12年比）で増加傾向（+32.9%）にある。</p> <p>そこで、削減目標を達成するために重要となる家庭部門への取組をどのように進めているか監査を行った。</p> <p>【着眼点】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 目標達成のため、事業の進捗を把握して必要に応じた見直しに取り組んでいるか ② 都民に対する事業PRや利用者への情報発信が効果的なものとなっているか ③ 公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）との連携により、有効かつ効率的な事業執行となっているか <p>【結果の概要】</p> <p>監査を行った結果、局は、東京ゼロエミ住宅の導入促進に向けて、事業の進捗を把握し、審査の効率化を進めるための見直しや更なる環境性能の向上等を目的とした基準の見直しに取り組んでいる。また、視覚的な効果を狙ったロゴの活用や住宅展示場での普及啓発活動のほか、インターネット等を利用して、関連する事業者や興味を持つ都民にターゲットを絞った広報を行っていること、インターネットを活用した広告については、広告閲覧者の属性や、興味を引くキーワードの分析等を行っており、今後の広報活動に役立てる予定としていることなどを確認した。</p> <p>また、公社の持つ知見やノウハウ、利便性等を活用して、関連する温暖化防止対策事業と合わせた情報提供や柔軟で効率的な事業執行に取り組んでいることを確認した。</p> <p>局は、温室効果ガス排出量削減に資する省エネルギー性能の高い住宅の一層の普及に向けて、今後も公社と連携して、事業に取り組んでいく必要があるものと考えられる。</p>
局名	環境局				
テーマ	東京ゼロエミ住宅導入促進事業について				

局名	福祉局	テーマ	出産・子育て応援事業等について
			<p>【選定理由】</p> <p>少子化が深刻化する中、令和5年度の都予算は、施策展開の視点の一つとして「子供の笑顔がふられ、子供が輝く東京」を掲げ、子供が生まれる前から健やかに育つまでの切れ目のない支援を総合的かつ継続的に推進するとしており、局では、子供・子育てに関する各種事業を展開している。そこで、子供・子育てに関する主要事業の中から、令和5年度に支援内容を充実させるなどした以下の事業を選定し、これらの事業が目的に沿って効果的かつ効果的に実施されているか、監査を行った。</p> <p>(1) 妊娠届出や出生届出を行った妊産婦等に対して育児用品や子育て支援サービス等を提供する「東京都出産・子育て応援事業」</p> <p>(2) 民間、区市町村等との連携・協力により社会全体で子育て支援の取組を推進する「子供・子育て応援とうきょう事業」の以下の取組</p> <p>ア 都内の子育て支援サービスについての情報提供や育児不安解消・子育てのヒントとなるような情報発信を行う「子育て情報共有サイト・アプリ」</p> <p>イ 子育て世帯や妊娠中の方がいる世帯が、協賛店として登録している企業・店舗等で様々なサービス提供が受けられる「子育て応援とうきょうパスポート事業」</p>
			<p>【着眼点】</p> <p>① 各事業における子育て支援、サービス提供等は当初の目的どおりに実施されているか</p> <p>② 過去の事業実績や事業の動向等を踏まえた必要な見直し等は行われているか</p> <p>③ 各事業の周知、情報発信等が必要な情報を漏れなく適時適切な内容で行われているか</p> <p>④ 事業制度や契約等は経済性を踏まえたものとなっているか</p>
			<p>【結果の概要】</p> <p>(1) 東京都出産・子育て応援事業</p> <p>監査を行った結果、局は、国の令和4年度第2次補正予算で成立した「出産・子育て応援交付金」を活用した事業体制を構築し、本事業で行う経済的支援と区市町村が行う伴走型相談支援を一体的に実施している。区市町村が行う妊婦面接・乳児家庭全戸訪問等（以下「妊婦面接等」という。）を受けた方へ経済的支援を実施することにより、子育てに関する悩み、ニーズ等の把握や必要な支援につなげ、妊婦や子育て家庭への切れ目のない支援を充実させていることを確認した。</p> <p>また、本事業の経済的支援の流れは、以下のとおりである。</p> <p>① 区市町村の窓口（妊娠届・出生届を提出した対象者は、保健師等による妊婦面接等を受けた際に本事業の案内を受け、申請を行う。）</p> <p>② 区市町村は、申請に基づきギフトカードを対象者に配付する。</p>

局名	福祉局	テーマ	出産・子育て応援事業等について
			<p>【結果の概要】</p> <p>③ 対象者がギフトカードを専用サイトに登録すると、支援金額（令和5年度は妊娠時5万円、出産後10万円の計15万円）相当分のポイントが付与される。対象者は専用サイトの商品カタログ（育児用品や子育て支援サービス等の商品を約1,000点掲載）の中から希望する商品を選択し、ポイント分の商品の提供を受ける。</p> <p>本事業において、局は区市町村と広域連携協定等を締結し、対象者との窓口業務は区市町村が行っている。また、対象者が商品の提供を受けるための専用サイトの運営等は公益財団法人東京都福祉保健財団（以下「財団」という。）との契約を通じて実施している。局は、区市町村から事務の実施状況について報告を受け、財団からは事業実績や育児用品等の提供状況について週次・月次で定期的に報告を受け、事業の実施状況を把握している。</p> <p>また、局は、対象者への経済的支援を確実に届けるため、ギフトカードを受領したものの専用サイトへの登録を行っていない対象者への登録勧奨や、ポイントの残余がある対象者への定期的な通知を行っている。これらのことにより、令和3年度及び令和4年度の対象者（出産後10万円の経済的支援）のギフトカード登録率及びポイント利用率はともに99%を超えるなど、広く支援が行き渡っていることを確認した。</p> <p>さらに、局は専用サイトを介したアンケート調査や子育て支援等に関する情報発信を行うなど、本事業を子育て世帯等のニーズ把握や情報発信、子育て支援事業の更なる拡充のための施策検討に有効に活用していることを確認した。</p> <p>(2) 子供・子育て応援とうきょう事業</p> <p>ア 子育て情報共有サイト・アプリ</p> <p>局は、都内の様々な子育て支援サービスに関する情報発信を関係機関と連携して行っており、サイトユーザー数は令和5年度末現在約29万人と多くの子育て世帯等が利用している。また、令和5年度は、都内在住の子育て世帯等からの声を基に育児不安の解消につながるような新たなコンテンツ（タイアップ広報、動画、記事）を開発し、情報発信を行っていることを確認した。</p> <p>しかしながら、別項指摘事項のとおり、業務委託により実施した新規コンテンツ開発等を目的としたアンケート調査について、業務の履行状況に応じた契約変更を行っていなかったこと、制作した動画の周知のための広報活動について、仕様書の定めに基づき広報効果の報告等が行われていなかったことが認められたため、改善を求めた。</p> <p>イ 子育て応援とうきょうパスポート事業</p> <p>局は、子育て世帯や妊娠中の方がいる世帯が、協賛店として登録している企業・店舗等で子育て応援とうきょうパスポート（以下「パスポート」という。）を提示することで様々なサービス提供が受けられる事業を実施しており、協賛店数は令和6年4月1日現在8,901店と前年比で2,713店増加するなど、事業が子育て世帯等の利便性向上や子育て応援の機運醸成につながっていることを</p>

局名	福祉局	テーマ	出産・子育て応援事業等について
<p>【結果の概要】</p> <p>確認した。また、パスポートは、紙又は上記アのサイト・アプリで提示が可能となっており、令和5年度のサイト・アプリの利用登録者数は約38万人、パスポート表示件数は約94万件である。しかしながら、別項指摘事項のとおり、業務委託により実施した協賛店拡大に向けた取組について、技術提案書で定めた業務内容の変更を口頭協議により行っていたこと、仕様書のために基づき事後検証の報告が行われていなかったことが認められたため、改善を求めた。</p>			

局名	保健医療局	テーマ	東京都看護人材確保対策事業（看護師等修学資金）について
----	-------	-----	-----------------------------

【選定理由】
厚生労働省が公表している衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況によれば、都道府県別の人口10万人に対する看護職員数において、都は全国平均の1,332人を大きく下回り、1,038人とワースト4位（令和4年末時点）となっている。

看護職員については、離職者の復職支援等を行っているものの、令和元年度に公表された東京都看護職員需給推計によれば、令和7年には図1のとおり2万から3万4千人程度の看護職員不足が予測されており、看護職員不足への対策は喫緊の課題となっている。

看護師等修学資金は、令和4年4月に制度改正が行われ、申込資格等が拡大された。具体的には、最大、月額7万5,000円までは、一定の条件を満たした場合、返還免除となり、支援金額の拡充が図られた。

また、債権管理の観点から、被貸与者に対する滞納整理等にも引き続き対応する必要があるため、事業を適切に運用できているか検証する必要がある。
そこで、本事業の運用における問題や課題等がないか重点的に監査を行った。

(図) 東京都看護職員需給推計（抜粋）

2025年需要推計	2025年供給推計	不足数
181,147人 ~194,544人	- 160,312人	= 20,835人 ~34,232人

※ 不足数の幅は、クーポン/クレジットの充実に前年度に看護職員の新卒採用の増加に対応した3つのサイトを設けて推計

【着眼点】

- ① 改正された制度設計は有効かつ効果的なものとなっているか
- ② 修学資金貸与システムによる運用は有効かつ効果的に行われているか
- ③ 返還金、延滞金における収入管理及び滞納整理は適切に行われているか

【結果の概要】

看護師等修学資金制度は、看護師等養成施設等に在学し、将来都内で看護業務に従事する意思がある者に資金を貸与することにより修学を容易にし、都内の看護職員の確保等を図ることを目的としている。令和4年4月には、東京都看護師等修学資金貸与条例及び東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則が改正され、申込資格及び返還免除要件の拡大等、更なる利用促進のための制度改正が行われたところである。

監査を行った結果、表1のとおり、令和3年度以前は500から600件程度だった看護師等修学資金の新規貸与申込件数が、制度改正があった令和4年度以後、1,000件以上となっていることを確

局名	保健医療局	テーマ	東京都看護人材確保対策事業（看護師等修学資金）について
----	-------	-----	-----------------------------

【結果の概要】
 認した。その結果、令和5年度の貸与者数は2,479名と、令和3年度以前と比べ1,000件以上増加しており、制度がこれまで以上に活用されていることを確認した。さらに、局は令和7年度に再度制度改正を行い、返還免除額の拡大及び返還免除条件の緩和を図ることとなり、制度を一層充実させていくとしている。

局は、看護師等修学資金システムにより各貸与者の貸与・返還等の状況を把握し、年間1,100件を超える返還・返還猶予・免除等の処理についても、システムへ入力することで、対象者の抽出や通知作成を自動化していることを確認した。さらに、局は、貸与者の利便性及び職員の業務効率を高めるため、令和8年4月からの稼働を目指してシステム改修を行うとしている。具体的には、現在、紙ベースで行っている申請及び審査を、システム上で行うことを可能とする計画であることを確認した。

また、局は、債権回収に当たっては、業務委託を活用することで、債権回収を効果的に行うとともに、債権管理の適正化を図っている。しかしながら、別項指摘事項のとおり、貸与者台帳（債権管理台帳）への必要事項の記載が適切に行われていないなど、一部適正でない事務処理が認められたため、改善を求めた。さらに、別項意見・要望事項のとおり、滞納金の回収に向けた取組の強化について検討するよう求めた。

厚生労働省が隔年で公表している衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況によれば、平成30年末時点と比べ、令和4年末時点における都の看護職員数は、表2のとおり130,101人から145,776人（112.0%）と増加している。しかしながら、東京都看護職員需給推計によれば、令和7年には181,147人から194,544人程度の看護職員が必要と見込まれていることから、局は看護師等修学資金制度をはじめ、看護人材確保対策を一層強化していくことが求められる。

（表1）看護師等修学資金の新規貸与申込件数及び貸与者数の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規貸与申込件数	461件	615件	586件	1,025件	1,220件
貸与者数	1,321名	1,410名	1,475名	1,894名	2,479名

（表2）都における看護職員数の推移

項目	平成30年末	令和2年末	令和4年末
看護職員数	130,101人	140,898人	145,776人

局名	産業労働局	テーマ	水素エネルギーの推進について
----	-------	-----	----------------

【選定理由】

水素は、利用の段階で二酸化炭素を排出しないこと、大規模かつ長期間の貯蔵が可能といった特性を持ち、脱炭素化やエネルギー調達先の多様化に資するとともに、運輸・発電・熱利用などの産業の幅広い分野での活用が期待されている。

令和4年に策定された「東京都環境基本計画」（以下「計画」という。）において、2050年（令和32年）の脱炭素社会では、あらゆる分野で、再生可能エネルギー由来のグリーン水素が本格活用されることにより、運輸や様々な分野の脱炭素化への貢献が期待されている。これに向け、都は、将来のグリーン水素の本格活用に向けた基礎づくりを2030年（令和12年）目途に進めていくため、様々な事業を早期に着手するとしている。

こうした中、令和4年7月に、産業部門におけるエネルギー関連事業が環境局から産業労働局へ移管され、令和5年度は、移管後初めて通年で事業を実施しており、産業部門を対象とした関連事業の実施状況を中心に水素エネルギーの推進状況を確認するため、監査を行った。

【着眼点】

- ① 目標達成のため、事業の進捗を把握して必要に応じた見直し等に取り組んでいるか
- ② 水素エネルギーを活用した事業の普及啓発、情報発信が適切に行われているか
- ③ 出えん契約に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）の実施する補助事業の執行が適正に行われているか

【結果の概要】

都は、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする「ゼロエミッション東京」の実現に向け、2030年までに、2000年比で都内の温室効果ガスの排出量を50%削減させる「カーボンハーフ」を目標に掲げている。

監査を行った結果、計画で定めるカーボンハーフに向けた主な目標として、①水素ステーションの設置：150カ所、②ゼロエミッションバスの導入：300台以上、③業務・産業用燃料電池の普及：3万kWと定め、取組を実施している。その取組の一つとして、水素ステーションの整備等に対する補助事業を実施している。

しかし、主な目標に対する現時点での実績について、表のとおり、②ゼロエミッションバスの導入は、令和4年度末時点で132台と多少なりとも伸びている一方、①水素ステーションの設置は、民間事業者が運営するトレーラー等の移動式水素ステーションの一部が開鎖したことに伴い、令和5年度末時点で、前年度比3カ所減の20カ所、③業務・産業用燃料電池の普及は、導入及び運営に係るコストが、非常用発電などのエネルギー設備に比べて高額である背景もあり、令和4年度末時点で目標の1割に満たない約2,700kWに留まっており、進捗に差がある。

局名 産業労働局 テーマ 水素エネルギーの推進について

【結果の概要】

(表) 産業部門における水素エネルギーの普及に関する主な目標及び実績

項目	目標	実績(累計)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 水素ステーションの設置	150 か所	23 か所	23 か所	20 か所
② ゼロエミッションバスの導入	300 台以上	115 台	132 台	-(注)
③ 業務・産業用燃料電池の普及	3 万 kW	約 2,500kW	約 2,700kW	-(注)

(注) 関係団体等が保有する情報を今後取得するため。

こうした状況を踏まえ、水素ステーションについて、局は、都内における整備用地の確保が困難であることから、都用地を水素ステーション用地として活用する取組を行っている。

次に、計画で定める 2050 年のグリーン水素の活用に向けた基盤づくりや社会実装化に向けた取組として、グリーン水素の製造・輸送・利用の各方面を拡大するため、グリーン水素製造設備の導入、先進的な取組を行う海外都市等との意見交換や連携、グリーン水素の利用への奨励金を支給する制度設計などを行っていることを確認した。

局は、水素エネルギーの需要を拡大させるためには、事業者はもとより広く都民にも水素を利用する意義や安全性などの理解を深めてもらうことが重要であるとして、水素エネルギーを活用した事業の普及啓発、情報発信に取り組んでいる。具体的には、令和 5 年 6 月に「Tokyo 水素ナビ」を公開し、水素エネルギーについての説明、都内の水素エネルギーの普及状況、水素エネルギーに関する補助事業などの支援策の掲載や、「He&FC EXPO 水素・燃料電池展」をはじめとした都内開催イベントにおける関連ブースの出演・パネルの展示を行っている。

事業者に向けた普及啓発として、局は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）と協定を締結し、NEDO が実証を行っている福島県内の水素製造施設について、連携して情報を発信している。また、水素ステーションの整備に関心のある中小事業者には、水素ステーションの整備や運営に必要な知識等を習得するための講習会及び運営に必要な高圧ガス製造保安責任者の資格取得に向けた勉強会を開催している。令和元年度に、受講した事業者が水素ステーションを 1 か所設置していることを確認した。

なお、出えん契約に基づき、公社が実施する補助事業について、出えん契約の規定に基づき、交付要綱が制定されていること、月ごとの実施状況が公社から局へ提出され、局が状況を把握していることを確認した。

今後、水素エネルギーの普及に当たり、様々な課題があることから、局は、国への要望、他自治体、事業者等との連携、都民への理解促進等、課題解決に向けた取組を進めていくことが必要である。

局名 建設局 テーマ 水害への備えとしての河川施設の整備について

【選定理由】

都では、令和 4 年 12 月に「TOKYO 強靱化プロジェクト」(注 1) を策定し、災害に対する東京の強靱化に向けて、各局で実施している災害対策をレベルアップする必要があるとして、令和 5 年 1 月に公表した『未来の東京』戦略 version up 2023』(注 2)において、新たな調節池の事業化スケジュールの前倒しを図ることを掲げていることから、都民の命と暮らしを守るための対策の必要性や重要性は高い。

局は、近年、激甚化・頻繁化する台風や集中豪雨から都民の命と暮らしを守るため、調節池をはじめとする河川施設の整備や、水害への備えとして、水位や雨量、洪水浸水想定区域等々の都民への情報提供を行っている。

これらの状況を踏まえ、水害の備えとしての河川施設の整備について、主に調節池の整備や、水害への備えに関する情報提供の取組等について調査を行った。

(注 1) 令和 5 年 12 月に「TOKYO 強靱化プロジェクト upgrade I」が公表されている。

(注 2) 令和 6 年 1 月に『未来の東京』戦略 version up 2024』が公表されている。

【着眼点】

- ① 計画進捗の PMCA サイクルが適切に機能しているか
- ② 整備事業（主に調節池整備）は方針や計画に沿って適切に行われているか
- ③ 水害に係る情報提供は適切に行われているか

【結果の概要】

調査を行った結果、局は整備対象となる施設的位置や必要な貯留量等を河川整備計画で定め、当該計画に基づき事業を実施していること、令和 5 年 12 月に「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」を策定、「東京都豪雨対策基本方針」を改定し、これに基づき、今後、河川整備計画へ反映させていく方針であることを確認した。

令和 5 年度末時点において、9 か所の調節池・1 か所の分水路について整備中、5 か所の調節池を新たに事業化しており、整備に当たっては、計画検討時に最も効果的かつ効果的な立地及び調節池形式を決定していること、今後、対象区域における調節池の更なる事業化に向けた調査や検討を進めていること、既存の施設を有効活用して整備を進めていることを確認した。

また、河川水位や雨量、河川監視カメラの映像等の情報提供を行う水防災情報総合システムにおいて、河川監視カメラの公開数を拡大させるなどして、情報発信の強化を図っていること、水防法の改正を踏まえ、洪水浸水想定区域図について新たに区域を指定し、公表したこと、区市町村が作成・公表している「洪水ハザードマップ」の作成に当たり連携して事業を進めていることを確認した。

局は、気候変動を踏まえた水害への備えとしての河川施設の整備に向けて、今後も、より効果的、効率的な整備手法を活用するとともに、区市町村とも連携して水害への備えに取り組みしていく必要があるものと考えられる。